

第405回南国市議会定例会会議録

第5日 平成30年12月14日 金曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	13番 岡崎純男
14番 小笠原治幸	15番 野村新作
16番 浜田和子	17番 浜田勉
18番 土居篤男	19番 福田佐和子
20番 西岡照夫	21番 今西忠良

＊

欠席議員

12番 村田敦子

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
<small>参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長</small>	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子
福祉事務所長 岩原富美	教育長 大野吉彦

うふうにずっと思っております。そのやなせさんが幼少のころ南国市で過ごされたことは、もっとPRすべきです。ちなみに、やなせたかしさんのウィキペディアをインターネットで調べてみますと、南国市の名誉市民であることが書かれておりません。南国市で過ごしたことも書かれておりません。そしてきょうの新聞、10面にでかでかと載っておりますが、旧香北町の名誉町民であることは載っておりますけれど、南国市の名誉市民であることが載っておりません。なぜでしょうか。PRが弱いからではないでしょうか。ぜひ、ウィキペディアは更新できますので、編集、アップデートをお願いしたいと思います。

そのやなせたかしさんが、来年生誕100周年を迎えられるということでありますが、南国市も来年60周年迎えるということで、ことしの6月からいろいろ企画を考えられてるということですが、南国市の最強の観光コンテンツでもあると思います、やなせさんのビッグネームを活用した行事は計画されているのでしょうか、まずお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） お答えいたします。

来年2月6日、親しみのある温かい人柄で多くの人から愛されたやなせ先生の生誕から100年を迎えます。2月10日には後免町商店街、やなせたかしロードという愛称がついておるんですが、そちらのほうで軽トラ市が行われ、また15回目を迎えたハガキでごめんなさい全国コンクールの表彰式が実施されることから、この2月10日にやなせ先生、生誕100周年記念事業を行ってはどう話が出ています。やなせ公園での式典や軽トラ市、ハガキでごめんなさい表彰式との連携など、内容については発案をいただいた地域の方々や、商工会、観光協会、市の地域おこし協力隊、また中心市街地活性化に向けて連携をして取り組んでいただいております海洋堂などの有志によって、内容の検討を現在始めております。内容がまだこれからということではありますが、みんなでやなせ先生への感謝の気持ちをあらわし、やなせ先生にも喜んでいただけるような行事になるようにと考えております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ありがとうございます。

内容がやっぱり、ちょっとしょぼいですよね。これではやっぱり名誉市民であるやなせさんの取り扱いが低いというふうに思います。まあ、予算計上しておらなかったら仕方がないことだとも思いますけれど、1つの提案ですけれど、市長と議長には交際費があると思います。名誉市民のやなせさんに対する行事に対して交際費を使うということは、私は別に構んのではないかなというふうに思いますので、ぜひ両者検討していただいて、今商工観光の予算がなけれ

ば、交際費でちょっと考えていただいたらというふうに思います。市長、構わなかったら御所見を。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 確かに、市長、議長には交際費ございます。ただ、その交際費の支出につきましては、やはり地方公共団体の長、またはその他の執行機関が当該団体を代表し、外部とその交渉をするために使う経費ということになっておりますので、この場合はやなせたかし先生を顕彰する事業ということになろうと思います。ですので、きちっと事業費に計上するということが必要になってくると思います。その事業費につきましては、やはり予算の流用とか、予算の流用で対応できない場合は、予備費を充用することもできますので、そういったことで対応できると思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ぜひ、その2月10日のイベントのテレビニュースとか、後の新聞記事には、南国市の名誉市民のやなせ氏のイベントであるということがはっきりわかるように、何とぞよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

やなせたかしさんは後免町駅の愛称である、ありがとう駅を提唱され、そのようにありがとう駅となっております。そのありがとう駅の活用が十分ではないと思いますが、これまでのありがとう駅の活用と今後の活用予定をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） ありがとう駅の活用ということでございますけれども、後免町駅の愛称ありがとう駅は、平成16年、やなせたかし氏から、ごめんとありがとうが隣り合う優しい心になれるまちづくりを進めてはと提案をいただきまして、後免町の活性化につなげることを目的に名づけられました。このありがとう駅の活用につきましては、平成19年にごめん・なはり線開業5周年記念事業としまして、ごめん駅、ありがとう駅というユニークな駅名を紹介するとともに、ハガキでありがとう全国コンクールを実施をしたところでございます。平成21年度には、市制施行50周年記念事業としまして、市内外の有志からの御寄附もいただきまして、市、商工会、ごめん町まちづくり委員会が協力しまして、やなせ氏作のごめん生姜地蔵を広場内に設置をいたしました。また、平成27年には、南国市PR動画におきまして、後免駅、ありがとう駅の映像とともに、ごめん、ありがとうの町南国市の紹介を加えておるところです。これ以外に活用という面では、特に取り組みはできていないというところでございます。

今後の活用につきましては、後免駅と合わせた活用をこれから考えていく必要があります。さらにアンパンマンキャラクターの石像が設置されたやなせたかしロード、やなせ氏の母校であります後免野田小学校、そしてやなせ氏が育った柳瀬医院の跡地でありますやなせたかし・ごめん駅前公園など、市内にあるやなせ氏ゆかりの場所、こういうものを含めた本市全体のやなせブランドを生かしていきたいというふうに考えております。また、名誉市民でありますやなせ氏が本市に行ってくださいました功績等も紹介しまして、やなせ氏ゆかりの地南国市を情報発信していければと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） このごめん・なはり線につきましては、先日議員向けの説明会で課長のほうからいろいろ御説明ありまして、その中で、ごめん・なはり線の協議会の打ち合わせのときには、残念ながらその線を利用していないというようなことをおっしゃられておりました。結局、構成自治体職員でさえ、ふだんの協力をしていないのではないかなというふうに感じました。先ほど、市制60周年の話もしたわけですが、せっかく大きなイベントで、先生の生誕100周年も重なるわけですので、関係市町村と連携をとって、ごめん・なはり線の中でそういうイベントもやっていただいたらどうかなというふうに思いますので、ぜひ今度の協議会で、そのようなお話をしていただいたらというふうに思います。

今回のやなせたかし先生の質問をするということでお話ししますと、同僚議員から以前5時のチャイムのときに「手のひらを太陽に」を流したらどうかという提案があったと思いますけど、まあ著作の関係がいろいろあるとは思いますが、1年だけでも「手のひらを太陽に」を流していただけるように御検討いただいたらと思います。

この「手のひらを太陽に」は、私議長時代に視察に来ていただいた自治体には、常にこのお話をさせていただいたんです。この「手のひらを太陽に」は非常に明るい歌なんですけれど、実はその誕生の秘話がございます。先生が非常に苦勞されてたときに、夜中に裸電球に手を当てて、そのときに流れてた血潮を見てあの歌はできたということを聞いておりますので、そういった誕生秘話も含めて、また、そこには小動物がたくさん出てまいりますけれど、その小動物に触れたのは、多分南国市で生活してたところではないかなというふうに思いますので、ぜひその「手のひらを太陽に」を使っていた展開というのも考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

きょう議長の許しを得て、皆さんのお手元に図を配付させていただきました。これは1962年、

これ実は私生まれた年なんですけれど、スタンフォード大学の教授が提唱したイノベーター理論というものでございます。これは新しい商品、新しいシステム、新しい仕組みがどうやって普及していくかっていうものをあらわしたものです。これちょっとわかりやすく説明するとき、私がいつもお話しさせてもらってるのは、スマートフォンのiPhoneの普及の仕方が、これちょっと説明できるような図になってます。つまり、この一番左のイノベーター、ここにはいわゆるオタク、すぐ受け入れる層がございまして、この2.5%というのはすぐ飛びつく層、ですからiPhoneが出ますともうすぐ飛びつく、外国から取り入れてすぐ飛びつくのはこういう層になるわけですね。ほんで、次のアーリーアダプターというのは、ソフトバンクさんがiPhoneを取り扱うことになって、これに飛びついた層がこの辺になってくる。それで、そのイノベーターの2.5%と次のアーリーアダプターの13.5を足した16、この16%のところに普及の壁っていうのが存在するというふうに言われております。キャズム、大きな溝がここにあるというふうに言われてるんですけど、この大きな溝をiPhoneがどういうやって突破したかって言いますと、これは勝手な僕の考えですけど、これはauさんが取り扱いを始めたからではないかなというふうに思っております。auさんがiPhoneを取り扱うことによって、この普及の壁をどんと越したと、どんと越して次のアーリーマジョリティーに入っていくわけですけど、ここでいよいよドコモさんが参入してきたということで、大きな層をiPhoneは日本のシェアにおいて取り組むことができた。それで、これはメーカーの都合ですから、メーカーとしてはもうこの辺でいいわけです、もう大きな層をとったら。もうそこから先は経費的には多分無駄になりますので、これでいいわけです。

でも、こっからお話する情報化、それと地域づくり、これ私は地域づくりでよくこの図使ってお話させていただくんですけど、行政がやる情報化、地域づくりは、このアーリーマジョリティーまでで終わってはいけない。そこから先の層も味方にしないとイケない。地域づくりにおいても、この一番右のラグガード、流行に鈍い、関心が薄い、この層の人たちをのけものにしてはいけない。それで、公民館活動のときにこの話を私いつもするんですけど、この一番右の端の人は、やっぱり公民館活動には参加してくれない、感心すら持たない。でも、この人たちを無視していいのか、無視してはいけない。それは税金でやってるからだと思えます。

だから、この右側の人たちを取り込むために今一生懸命やってるのが健康づくりであったり防災活動、つまり私は関係ないよということが言えないはずなんです、防災にしても健康づくりにしても。私は病気になりたいという人は多分いません。防災も、いざとなったときに、私はほっちょってくれって言う人は余りいないと思えます。だから、その2本柱でやっている。

それで、でもこれはいまはいきません。せいぜい先ほど言いましたイノベーター、アーリーアダプター、つまり十数年かけてもやっとその辺だと自分では理解してます。自分ではその16%ぐらいしか仲間にとれてないから次を目指してるわけです。次を目指してるから何をしてくるかという、今週新聞記事にもあった自治公民館での展開なんですよ。公立公民館に来ない人たちがどうやって味方にするか、これは自治公民館行くしかない。自治公民館での展開がここです。そこから先うまいことつなげていくというのが私の考えでございます。

ちょっと前置きが長くなりましたけれど、質問に入らせていただきます。

市の情報化についてですが、南国市のフェイスブックの「いいね」登録数は644件で、四万十市、人口1万人以上少ないんですけど、四万十市は2,591件です。この数字の差をどう考えておられますか。また登録数はなぜふえないのですか、担当課長にお伺いします。

○議長（岡崎純男） 情報政策課長。

○情報政策課長（原 康司） 前田議員さんの御質問にお答えいたします。

県内の自治体の公式フェイスブックの「いいね」の状況を確認してみました。前田議員さんが言われるとおり、南国市は他市より「いいね」が少なく見られました。掲載されている投稿数は、他市の公式フェイスブックに比べても遜色ございませんので、これを見ますと、投稿を見ていただけるような取り組みが不十分ではなかったかと感じたところでございました。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） その登録数を先ほどのイノベーター理論で言いますと、南国市はオタク、オタクさえもつかんでないというような状況で、四万十市さんは、何とかアーリーアダプターの層までいって、この先ほど言いました普及の壁、16%に向かっていってる。この16%を超えると一挙に進んでいくということですので、今よりもっともっと頑張りたいというふうに思います。

それで、次の質問ですけど、現在フェイスブックをやっているということですけど、ツイッターのリンクはしてないと思いますが、これはどうしてやってないんでしょうか。それで、SNSの公式サイトを押さえないと、ほかの方が南国市と名乗ることも可能なわけですので。SNSって関係ないよっていう時代ではもうとっくにないわけですので、公式ツイッターのアカウント名を押さえていただきたいというふうに思います。

さらに、観光面でやっていこうとすると、インスタグラムももう既に普及してるわけですので、先日なんか「ごめんのよってこ」のほうはインスタグラム始めたらしいんですけど、そのあたりも取り組む必要があると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。これはもう答

弁結構ですので、公式アカウントをとって、アーリーアダプターを取り込むような努力をしてもらいたいと思います。

次に、防災について質問をいたします。

防災行政無線についてですが、私の家はスピーカーがついてる小学校から直線で200メートルぐらいしか離れてないんですけど、家の中にいれば何を言っているのかわかりません。庭に出ても、言葉は単発にはわかりますけれど、文章として何を言っているのかわからないんですけど、この対応についてお伺いします。

また、市のホームページによりますと、11月30日から電話で放送内容を確認できるという対応を始めたってということなんですけれど、市民の方は本当に市役所に電話をかけて問い合わせるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 前田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、先ほど御質問の前に防災行政無線の音楽の放送のやなせたかし先生の件がございましたので、5時に現在、音楽を放送を流しておりますけれども、「手のひらを太陽に」の音楽を流したらどうかという御質問がございましたが、著作権などのおっしゃられるとおりがざいませけれども、それなどを調べまして検討をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、音声が届かぬ、届かず、対策はということでございますけれども、現在音声が届かぬ聞こえないという御指摘をいただいたところには調査を行い、屋外子局の増設が必要であるかの検討を行い、実際の整備をしている箇所がもうございます。しかしながら、前田議員さんの地域のように、ふくそうや反響など、屋外子局の増設だけでは解決が難しいケースについては大変苦慮しているのが現状でございます。

おっしゃられるとおり、現在その放送内容の確認をしていただけるようお願いをしております、専用ダイヤルのことを載せて確認をしていただいているということもございますが、やはり議員さんがおっしゃられるとおり、毎回ちょっと聞こえにくいとか、中身がどういったことがかかっているとかということでお電話をいただくこともございます。そのときには、防災行政無線、11月の広報には載せておりましたけれども、開始当時からやっておりましたので、PRが周知が足らなかったということもございますけれども、開設当時からそういう専用ダイヤルのことはやっておりました。現在のところやはり専用ダイヤルにかけていただくということで通話料が必要になりますので、今後はその専用ダイヤルのフリーダイヤル化を進めたいというふうにも考えております。

また、このほかにも登録制メールといったものを考えておまして、放送内容をメールで即時受信できる仕組みを構築していく予定でございます。このようなメールの制度ができましたら、運用開始の際には、市民の皆様により活用していただけるように、より周知を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） メールでの配信ということでお話しいただいたんですが、そのように私も文字での伝達がやっぱり一番だというふうに思っております。ただ、メールもそうなんですけれど、ことし非常に災害の多かった年でございます、ことしの漢字は「災」、災いとなったわけですけれど、ことしの夏の北海道地震をずっと見てまして私が感じたのは、NHKで非常に文字情報伝達が多かった。特に、今回の夏、私は思ったのは、スマートフォンの充電場所、充電場所さえ載せてた、どこそこの何々支店とかですね。やっぱり、NHKのその画面を活用をフルにするということが大切じゃないかなというふうに感じました。また、うちはテレビ高知の株主でもありますので、テレビ高知さんにちょっとお願いするとか、そういうテレビを使って有効に展開するのがいいかなというふうに感じております。

次に、高知県の南海トラフ地震対策課は、ことし8月からLINEでの情報提供を始めております。目的は、南海トラフ地震対策の啓蒙活動として、地震からの備えに役立つ情報、イベント、講演会、訓練などをお知らせするようです。このLINEは、東北震災から生まれたというふうに言われているんですけど、先週の12月6日にソフトバンクさんの通信が4時間ぐらい遮断されました。しかし、このときもLINEはできてたということなんですよね。だから、先ほどのフェイスブック、ツイッター、インスタグラムって言いましたけれど、この防災についてはLINEの強化というものをやっぱりしていけないといけないんじゃないかなというふうに思っております。うちの地区でも、小学校のPTCAがLINEグループつくってやってるんですけど、余り行事だけしか使ってないんですけど。でもそのLINEを持つということは、先ほど言いましたように、緊急時に生きてる線、線っていうかライフラインです。ですのでまさに、ですからその辺を無料ですから有効活用していただきたいというふうに感じます。まあ、これはお願いです。

次に、教育についての話をさせていただきます。

平成22年度のICT絆プロジェクトから、久礼田、奈路でのICTの事業展開が進んでおりますが、以前議会でも指摘をさせていただいたように、このICTの水平展開はどのように進んでるのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問にございました、平成22年度にICT絆プロジェクト事業の導入によりまして、ICTを活用しました協働学習の実践モデル校としまして、久礼田小学校並びに奈路小学校を指定し、実践研究を進めてまいりました。この事業は現在も継続しておりまして、ICT支援員を配置し、より事業成果が高められるように努めているところでございます。

少しその成果を具体的に申し上げますと、久礼田小学校におきましては、タイピング能力向上の取り組みの成果が顕著にあらわれておりまして、本年度は既に10分間のタイピング文字数が1,000文字を超える児童も2名誕生いたしました。また、奈路小学校におきましても、昨年度全国複式教育研究会が奈路小学校を会場に開催されましたが、IWBを初めとするICTを効果的に活用した複式教育の実践が高い評価をいただくなど、確実にその研究実践が積み上げられているものと考えているところでございます。

平成23年の12月議会で、前田議員さんからICT教育の重要性と今後のICT教育のビジョンについての御質問の中で、スピードアップされたICT教育をというふうに御指摘をいただいております。現在、市内全小中学校の普通教室への無線LANの整備もできて、1学級分の児童生徒が全員使用できます数のiPadも導入しております。また、鳶ヶ池中学校におきましては、電子黒板も導入しております。

御指摘のございました本事業の水平展開というべき姿には十分ではまだございませんが、平成32年度から全面実施となります小学校新学習指導要領では、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけられておりまして、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されておりまして、そのために小学校ではプログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動におきまして、積極的にICTを活用することが必須であることから、今後もICT教育の整備と推進に努めたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ICT関係ですけれど、先ほどそのタイピングのスピードをおっしゃられたんですけど、もう既にそういうのは産業レベルでは望んでいなくて、スマホでのフリック入力になってるわけですので、そういうその評価はもうちょっと時代には大分おくれるんじゃないかなというふうに感じました。

これは先日の浜田和子議員の質問にもありましたけれど、小中学生のかばんの荷物の重さとか、これはアップルのスティーブ・ジョブズが末期がんになられて、最後に何を望んでたかっていう話の中で、彼は最後に何をしたかったかっていうと、デジタル教科書なんですよ、デジタル教科書。だから、そのデジタル教科書であれば、かばんはもう軽くなるわけですので、もうそっちへ行っていると。それプラス、文科省サイド、まあ学校現場だと思うんですけど、ICTに非常に遅くて、経産省が今未来の学校、未来の教室プロジェクトとあって、経産省からも待ち切れなくて動き始めたということが現状だというふうに思っております。

ですから、スマートフォンの学校への持ち込み云々という議論は常にあるわけですけど、大阪ではもう来年度からスマホの持ち込みをさすということになるというふうに聞いております。ですから、今の話じゃないですけど、スマホ学校の持ち込みのデメリットはあるかと思うんですけど、これはもう生きる力そのものであって、またこれは人類の科学技術の進歩のまさにこれが進歩の成果ですので、それを外した未来はありません。前にも言いましたけど、読み書きそろばんの時代はとっくに終わっておりますので、その辺のもう腹のくくり方というのは教育現場ではしないといけないし、先ほど言いましたように、経済界はもう待ち切れないということですので、その辺の御検討を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、質問をいたします。

いじめなどの早期発見を目的に、LINEと専用アプリの開発をして、自治体が行っているところも実際出てきてまいりました。昨年度、千葉大学と柏市教育委員会なんかが、同市の公立中学校を対象にアプリを提供してやって、それで相談件数が急増しているというような効果も出ているそうです。今のお話で、質問しようと思ったんですけど、やっぱりそういうふうに、今回の質問の最初からなんですけれど、安く使えるツールがあって、安く使えるアプリがあるわけですので、そこをやっぱり利用しないといけない。それで、繰り返しになりますけれど、子供たちにはメディアリテラシーを教えるという方向に移らないと、いつまでもスマホはいけない、いけないだけではもうやっていけない。先ほど言いましたように、もう命のツールですから。北海道大地震でもありましたように、みんなが一番求めるのは充電器だったわけですから。充電場所だったわけです、現実として。ですから、その辺ももう何回も繰り返しますけれど、腹のくくり方をしないといけないというふうに思っております。お願いします。

次に、農業。

農業で非常に、ほ場整備で私も苦労しております。先ほどのイノベーター理論でいきますと、やっとならガード、ちょっと同時配信されてるので言いにくいんですけど、頑固な人たちも何と

か仮同意をいただけるような状況になりました。でも、この図を見て、ああ私もそうかなと思ったのは、去年の今ごろ、多分この85ぐらいだったと思うんですよ。やっぱり頑固な人たちは頑固な人たちなんです。それで、でも頑固な人たちをいかに納得してもらうかというのが大変な作業だったと思うんです。ですから、なぜ頑固かと今いろいろ考えたら、やっぱりその人たちはこだわりも当然持つてらるだろうし、それで未来を信じてない、未来に明るさを感じてないからだというふうに思います。

それで、農業については、TBSドラマにもあるように、非常にこれから伸びしろのある産業ではないかなというふうに思っております。実際、BSフジを見ていますと、コマツの会長さんが出てきてお話されてたんですけど、石川県ではICTブルドーザーとV溝直播機、直播機これ初めて知ったんですけど、これによって農地基盤整備と農作業の効率化を進めて、生産コスト4割減、作業時間3割減を実現できるというふうにコマツさんは声高々におっしゃっておいりました。ですから、今言いましたように、一番伸びしろがあるのは実は農業分野じゃないだろうかというふうに私も思っております。ですから、その辺のお話を、これから換地、本同意に向かっていくわけですけど、その辺のお話は我々推進委員ではできません。知恵もなければ能力もないわけですので、ぜひその辺のことを行政にお願いしたいんです。

かつて私が中学校のときに、ヤンマーのコマーシャルで三和の農家さんが出てて、記憶あるでしょうか、やっぱりヤンマーは活着が違うというコマーシャルがありました。活着ってなんなあいうて中学校でえらい言うてたんですけど、それだけ南国の農業が全国発信される時代もあったわけです。ですから、課長にもこの間お話しましたですけど、例えばヤンマー農機さんなんかと連携をして、夢のある農業が語れるようなことをしていただきたい。その辺のことについて、課長、御所見をお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 前田議員さんの農業の情報化という御質問でございます。

ロボットとかAIまたIoT等の先端技術を活用した農業のことをスマート農業と呼んでおるわけですが、日本の農業現場では担い手の急速な高齢化、労働力不足というのが深刻となっておりますが、このスマート農業の活用によって、農作業における省力化、軽労化ということを進めることが可能になると。それで担い手不足の解消や栽培技術の継承というところでも期待ができるということから、農林水産省のほうでも積極的に今推進をされているところでございます。

また、本市が現在取り組んでおります国営のほ場整備事業の事業計画、営農計画の中では、

さまざまな可能性につきましてもワーキンググループの中でそれぞれ検討しておるわけですが、そのスマート農業につきましても大規模化、集約化を考えていく上で有効な技術であるということはもちろん認識されておりまして、検討もしているところでございます。現在、高知県で推進されております環境制御技術を整備した次世代型の園芸用ハウス、こちらにつきましてはこのスマート農業に含まれるというものでございますけれども、事業計画の中でも次世代型園芸ハウスの団地として整備する区域というのも計画することとしております。

また、稲作、露地野菜等の土地利用型農業に取り組む区域におきましても、スマート農業に取り組むことで、生産プロセスやコスト管理等の見える化による経営・栽培管理のシステム化、自動走行トラクターのアシスト機能による夜間作業が可能となること、またトラクター等の有人機、無人機での協調作業ができるということなどによる作業時間の大幅削減、ほ場の水管理システムによる給排水の遠隔・自動制御化など、さまざまな効率化、低コスト化を図ることが可能となります。特に、基盤整備をされた広大なほ場における土地利用型の農業であれば、耕起、播種、薬剤散布、収穫などの自動運転システムというものを有効活用していくことで、さらに農地を集積していくということも可能となりますので、計画の中ではまだ検討段階ということでもありますけれども、担い手となる方にはもうぜひ取り組んでいただきたいと考えております。整備後の担い手となる農家や法人がぜひスマート農業に取り組みたいという意向が確認できれば、事業計画の中に盛り込むことも可能ということでございますので、南国市のほ場整備した後の農地におけるスマート農業に対する啓発というところにつきましても、県やJAとも連携しながら、さらなるもうかる農業の実現を目指して推進していきたいと考えております。

それからまた、高速道路や空港などがある立地条件、それから温暖な気候、加えて大規模な国営ほ場整備事業の計画がある本市での農業参入というのを希望されている企業もおられるとお聞きをしておるところです。石川県の事例のように、地元企業とどのような形で取り組めるのかというところはまだわからないところでもありますが、ヤンマーにつきましても、自動運転の農業機械というのは既に各種開発され販売もされておりますので、ほ場整備を契機とした何らかの連携の可能性というのにも、今後も期待していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ぜひお願いいたします。

農業基盤整備で、いろんな高齢者の方にお話を聞きますと、もう私は考えとらない、もうこのこと考えたらずつないというようなことを何回も聞きました。でも、農業が一番伸びしろの

ある産業だと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

最後に、福祉、マイナンバーカードについてお伺いいたします。

マイナンバーカードの普及の件なんですけれど、昨年度総務省の事業を受けてたと思いますけれど、その事業の成果について改めてお伺いいたします。また、国全体の普及率、県の普及率もあわせてお答えください。

私は、このマイナンバーカードはこれからも活用はふえていくと思います。それと大切なことは、災害弱者をつくらないために、そのために情報を充実していくというのが本来の目的だというふうに思っております。つまり、情報弱者が災害弱者になるとも言われているわけですので、マイナンバーカードの普及については、そのあたりのこともあわせて普及に取り組んでもらいたいということで、担当課長の答弁を求めます。

○議長（岡崎純男） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） マイナンバーカードの普及率は、10月末現在で、国の普及率12.06%、高知県7.13%、南国市は5.88%です。3月に6%台であった県全体の普及率は7%を超えましたが、全国ワーストワンという状況は変わらず、ワーストツアの県でも8%を超えているという状況になっております。そこで、マイナンバーカード普及と災害時、健康に関することで、昨年度まで総務省事業ということでやっておりましたが、その成果はマイナンバーカードの普及率という形ではまだあらわれておりません。ただ、先ほど議員言われましたとおり、マイナンバーカードは災害弱者をつくらないためのカードであるということもありまして、広く展開するためのシステム整備中ということもあり、市民の皆さんへの積極的な展開はまだできておりませんが、マイナンバーカードは命を守るカードということで普及を図ろうとしています。

マイナンバーカードには公的個人認証の機能があり、これはインターネットにおける信頼性の高い認証サービスとして整備をされているものです。本市では、個人の健康情報を一元的に管理していただくツールを整備し、それへのログイン認証のためにマイナンバーカードを利用する仕組みを構築いたしました。まずは母子情報システム、このところ風疹の流行が問題になっていますが、御自分が風疹に罹患した、または風疹の予防接種履歴があるという記憶は普通曖昧なものです。これをいつでもスマホで確認できる仕組み。また、災害時に慢性疾患を抱えている方が、日ごろ飲んでいる薬を電子お薬手帳に登録さえしていれば、避難所で確実に医療関係者が把握できる仕組み。県内の薬局ではQRコードを出してもらうように伝えれば、ほとんど対応できるとも伺っておりますので、環境は整備されてきております。少し整備がおくれ

ている部分がありますが、現在整備をしております機能が付加された時点で、マイナンバーカードは災害時に命を守るツールであることを積極的に市民の皆様に宣伝し、普及を図りたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） 国の普及率は十数%ということで、先ほどのこのイノベーター理論でいいますと、国は多分この普及の壁である16を突破するために、さまざまな消費増税対策をマイナンバーと絡めてやっているのではないかなというふうに思っております。

最後に、市長に質問をさしていただきたいんですけど、このマイナンバーカードについては、監査委員さんから意見書として出されております。ちょっと読み上げます。

マイナンバーカードについて、マイナンバーカードの普及促進に向けて対策本部を立ち上げ、全庁的な取り組みを始めているところであるが、職員自体の取得は低い。市民に取得を推奨する立場の職員が率先して取得するよう努められたい、というふうに監査委員からの指摘がありました。

これに対する市長のお考えと、そして、どのように職員に指示を出されましたか、お伺いさせていただきます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今、前田議員さんが読み上げられました監査委員の指摘につきましては、真摯に受けとめているところでございます。マイナンバーが国の基盤として整備をされ、今後の行政運営はマイナンバーやICTを利用して、いかに効率的に行うかということをご自治体が工夫をしていくという課題が投げかけられているところでございます。そのような中で、自治体の職員が自身で取得し、まず使ってみる。ここから始めなければ普及率のアップというのは望めないというふうに私も思います。

監査委員の指摘にもありましたように、市民の皆様に取得を勧める以上、職員が率先して取得し、普及促進に努めるべきことは言うまでもなく、私自身も早い段階で取得しまして、これまで再三にわたり課長会でもマイナンバーカードの取得については話をしてまいりました。しかしながら、監査委員の指摘にありますとおり、まだ取得については不十分な状況でございます。所属長につきましても、全員が取得している状況にはなく、先ほど対策本部ということが監査委員の指摘にもございましたが、個人番号カードの普及推進対策本部におきまして、取得も働きかけておるところでございますが、職員全体の取得率アップにはつながっていないところなんです。マイナンバーカードの普及のため、職員一人一人がマイナンバーカードの意義を認識

して、市民に対する広報員としての自覚を持たなければならないと考えてます。強制はできませんが、所属長を通じて、なお職員に取得を促すとともに、遅きに失した感はありますが、職員研修を実施して、取得率の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 前田議員。

○11番（前田学浩） ありがとうございます。

このマイナンバーカードの普及については、総務省からわざわざ事業をとってやってるわけですので、そのあたりの認識をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 1番神崎隆代議員。

〔1番 神崎隆代議員発言席〕

○1番（神崎隆代） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、通学路や避難路の安全確保の推進のために、コンクリートブロック塀等の安全対策についてお伺いいたします。

臨時国会で成立した国の2018年度補正予算には、倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去、改修に対する予算が盛り込まれ、既に全国の学校施設で子供の安全対策が進められております。本市でも、学校での倒壊の恐れのあるブロック塀の改修については、本年度中に全ての改修工事を行うということで取り組んでいただいております。地震のたびにブロック塀の倒壊がニュースになっていることや、南国市としましても、広報などでブロック塀点検のチェックポイントや、ブロック塀の安全対策支援の周知をしていただいていることもあり、ブロック塀に対しての個人の危機管理意識も向上してきていると思われま。

これは9月議会の浜田憲雄議員への答弁の中で、コンクリートブロック塀撤去の補助金の利用実績について、事業が開始された平成24年度から平成29年度末までの6年間の利用実績が20件であり、本年度は8月末現在で7件の利用実績があったということからも推察されます。

このブロック塀撤去の補助金に対するの問い合わせや、相談件数と申請件数をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 今年度のコンクリートブロック塀耐震改修事業補助金の相談件数は、電話による相談も含めまして11月末現在で37件、補助金の申請件数は16件となっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 課長よりブロック塀の安全対策支援の補助金の年間予算をお聞きすると、平成30年度の当初予算は5カ所で200万円ということでした。補助金申請数がふえたことで、早い段階で予算オーバーとなっているようですが、今後さらにブロック塀の撤去等を進めていき、市民の安心・安全を確保していくためには、予算の増額をした上で、一人でも多くの方にこれを活用してもらって、老朽化したブロック塀を改修していただくべきであると思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今年度は、平成30年6月18日に発生いたしました大阪北部地震におきまして、小学校のプール沿いのコンクリートブロック塀が倒れて、登校途中の小学生が亡くなるという痛ましい事故が報道されて以来、コンクリートブロック塀の改修に関する相談や申請が急増しているところでございます。

このように、大阪北部地震の影響から、コンクリートブロック塀に対する市民の関心も非常に高まっているところでありまして、こうした急増したニーズにしっかりと対応していく必要があると考えております。来年度予算は、できる範囲で予算の増額をして対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 予算の増額をして市民のニーズに対応していきたいという市長の御答弁から、ブロック塀の安全対策を進めていくという強い思いが感じられます。ぜひとも毎年継続をしていただくことをお願いいたします。

私が市民の方からお聞きした中で、門から右側のブロック塀は以前に一度改修しているのですが、壊して再度建て直す予定はないが、家を建てた時点からそのままである門から左側のブロック塀が危険な状態であるので、改修をしたいと思っているという話がありました。安全なブロック塀であるかどうかは、補強コンクリートブロック塀等の点検表などで適合か不適合かのチェックをするわけですが、この方の場合、半分は目で見て明らかに不適合だということがわかります。

そこでお聞きいたします。

例えば、1軒の家に適合した部分のブロック塀と不適合部分のブロック塀がある場合、不適合部分のブロック塀に対してのみ補助金申請ができるということではよろしいでしょうか。その場合の条件などはありますか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 御自身で既に改修済みしているブロック塀が基準を満たしていることが市のほうで確認できれば、不適合のブロック塀に対して補助金の申請をすることは可能であると考えております。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） それでは、基準を満たしていることの確認はどのように行えばよいのでしょうか。また、1981年の建築基準法施行令で、ブロック塀の構造基準が厳格化されてから後で改修をされている場合は、適合しているとみなしてもよろしいのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 基準を満たしていることの確認につきましては、まず、補強コンクリートブロック塀等の点検表の高さ、それから壁の厚さ、傾き、ひび割れ等の項目は目視等の点検で確認をいたしまして、鉄筋の太さや間隔、基礎の根入れ深さ等は、当時の設計書や施工中の写真等で適合かどうかを判断をするということになると思います。

それから、1981年の構造基準が厳格化されてから構築された場合でも、建築物に附属していないコンクリートブロック塀や、それから既に住宅が建っている敷地にコンクリートブロック塀だけを新たに構築する場合は、建築確認の必要がなく、建築確認申請の審査を受けておりませんので、中には建築基準法を無視して構築している場合もあるということが十分考えられますので、全て適合しているとは言えないというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 適合しているという証明をするためには、目視でわかるもの以外においては、設計書や施工中の写真が必要ということがわかりました。構造基準が厳格化された後に構築されたものであるならば、本来ならブロック塀内部の鉄筋も基礎部分も適合したものであるはずだと思うわけですが、建築基準法を無視して構築している場合も考えられるということは、今後もその可能性があるということですよ。これからブロック塀の安全対策を進めている流れの中で、新たに適合していないものが構築される可能性があるということに対しては、何らかの対策を考える必要があるのではないですか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 万一、ブロック塀等が倒壊し被害が生じた場合には、その所有者の管理責任を問われかねませんので、コンクリートブロック塀を安全なフェンスや生け垣などにつくりかえることや、コンクリートブロック塀を新しくつくりかえる場合でも、建築基準

法を遵守し、適正な管理をしていただけるよう、市民の方や事業所の方にも啓発してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） ぜひとも啓発のほうをよろしく願いいたします。

この補助金申請の問い合わせや相談はあったけれども、申請をする前に断念をするケースとして、どのような理由があったのかをお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 相談にいらっしやいまして、補助金の申請までに至らなかった理由で最も多いものは、セットバックに関してでございます。そのほかでは、ブロック塀の位置が道路に面しておらず、補助の対象にはならない場合などがございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 私がお聞きした方の中にも、セットバックのことがネックとなって、申請に至らなかったということがありました。建築基準法に対しての緩和策があればと思い探してみましたが、ありませんでした。補助金の申請をしようとしても、それぞれ立ちはだかる壁があります。どうすれば危険なブロック塀をなくして、通学路や避難路の安全確保が進むのかを考えてみましたが、ブロック塀改修のための補助金が申請者のニーズに沿った使い勝手のよいものであるか、またほ場整備と同様に一軒一軒訪問して説明し、お願いをしていく以外に方法はないのではないかと感じるところです。危険なブロック塀を放置していると、実際に事故が起きてしまえば所有者はその責任を免れることができないという現実問題もあります。改修するのは所有者であり、強制はできませんが、個々の事情に応じた細かく適切なアドバイスをしていく必要があるのではないかと思います。御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 神崎議員が言われるとおおり、個々の事情に応じた細かく適切なアドバイスをしていくことが大変重要であると認識しておりますので、市民の方から問い合わせや相談があった際には、適切なアドバイスをいたしますし、戸別訪問をする際にも、啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 前向きな御答弁ありがとうございます。通学路や避難路の安全確保と、安心・安全なまちづくりを進めていくためにも、その目的を果たすための目標を決めて、しっかり取り組んでいただけますようお願いをいたします。

次に、市営住宅についてお伺いいたします。

南国市の本年10月31日現在の高齢者数は1万4,519人で、人口の30.5%の方が65歳以上となっております。現在、市営住宅には700世帯が入居されており、そのうち72世帯が高齢者のみの世帯、そして293世帯の単身世帯のうち、196世帯は65歳以上であるとお聞きいたしました。入居者の高齢化が年々進んでいくことは必然であります。入居者が安心して暮らせる、安全な住宅政策が必要と考えますが、現在の住宅の状況は、高齢者にとって住みよい安全なものとなっているとお考えでしょうか。段差の解消や手すりの設置、浴室の改修等の高齢化対応はなされているのかをお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 本市の市営住宅のうち、中央南住宅の2戸、それから久礼田団地の4戸、高見団地の住宅は、高齢者の方や障害者の方向けの住宅となっておりますけれども、それ以外の市営住宅については、高齢化対応になっていないというのが現状でございます、高齢者や障害者の方にちょっと配慮がされてないというような現状でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 南国市市営住宅等の整備基準を定める条例の第11条、第12条には、住居内や共用部分において、高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない、また高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならないとあります。既存の市営住宅には、3階建てや4階建てのものがあり、入居者の高齢化に伴って、階段の上りおりの負担が大きくなっております。対策の一つとして、1階があいている場合は、上の階から1階への住みかえをしてもらっているということですが、これは1階があいている場合と限定されます。上下階の移動の利便性を考えると、エレベーターの設置をすることが居住者の皆様が今後も安心して住み続けられる具体的な対策ではないかと思えます。集合住宅において、1棟に1台設置できる工夫をしていただければ、予算の見通しも考えられるのではないかと思えます。また、エレベーターの設置により、子育て世帯の入居を促すことにもなると思えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） エレベーターを設置することで、階段の上りおりの負担がなくなり、高齢者の世帯から子育て世帯まで幅広い層の方々の入居を促すことになるというふうに考えております。しかし、本市の集合住宅は構造上、エレベーターを設置しにくい構造となっております、仮にエレベーターを設置するとなりますと、相当広いスペースの確保と多額の

予算が要ることが予想されますので、大規模改修で対応する場合には、大変ハードルは高いのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 第4次南国市総合計画の市街地、住環境の整備の中で、市営住宅の維持管理と適正な運営として、既存の市営住宅の計画的な大規模修繕について検討しますとありますが、大規模修繕についてどのようなことを検討されているのかを、わかりやすくお聞かせいただけますか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 大規模修繕につきましては、まだ具体的な修繕計画があるわけではございませんが、築造30年以上となります3階、4階建ての市営住宅の給排水設備の更新を考えております。平成31年度に公営住宅の長寿命化計画を策定する予定でございますので、その計画策定作業において、大規模修繕の優先順位や修繕内容等につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 今後、市営住宅におけるバリアフリー化はどうしても必要だと思いますが、南国市として将来的にエレベーターにかわる何らかのバリアフリー対策はお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） バリアフリー対策といたしましては、高齢者の方や障害者の方に配慮した市営住宅の修繕、改築といたしまして、段差のない床でありますとか、手すりの設置、それから三点給湯設備の設置、幅広い通路、出入り口の確保等を考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 今後、高齢社会の進行を見据え、きめ細かな対策が必要です。その柱となるのが、安心して暮らせる基盤となる住宅政策であると考えます。平成31年度に公営住宅の長寿命化計画を策定する際には、高齢者が安心して住み続けられるように、これまで以上に配慮されたものとなるように、全力で取り組んでいただけますようお願いいたします、次の質問に移ります。

保健行政について、3点お伺いいたします。

1点目は、風疹対策についてです。

7月下旬から首都圏を中心に風疹の患者数が急増していることから、国立感染症研究所は8月21日、国内流行が発生し始めている可能性が高いとの緊急情報を発表いたしました。11月28日現在で、全国の風疹患者数は2,313人で、昨年の25倍となっております。12月11日に厚生労働省は、来年度からの3年間に限って39歳から56歳の男性の風疹抗体検査を無料で実施し、抗体がない場合は予防接種も無料で行うことを発表いたしました。これを受けての今後の市の対応をお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 神崎議員の御質問にお答えいたします。

報道にもありますように、国は補正予算での事業を検討しているとのことでもあります。来週月曜日、12月17日に厚生労働省で説明会がある予定で、その後詳細について県から市町村にも連絡があると聞いておりますので、それを受けてから、南国市としましても対象の方の利便性が最大限図れるよう努めていきたいと考えております。

国の対策としまして、案の内容ですが、抗体保有率の低い世代の男性、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた、現在39歳から56歳の男性に抗体検査を実施する。ワクチンの効率的な活用のため、市町村が抗体検査を実施して、抗体検査結果が陰性の場合に風疹の定期接種を実施する。実施方法としまして、地方自治体、医療関係者、事業者団体等と連携し、できる限り対象者の利便性の向上を図るとあります。また、国保の被保険者の方に対しましては、特定健康診査等の機会を活用して抗体検査を実施。また、事業所に勤めている方は、事業所の定期健康診断時に抗体検査を実施するとあります。期間につきましては、2019年から2021年度末の約3年となっております。そして、これら抗体検査、定期接種とも原則無料ということでございます。

市としましても、広報やホームページ、フェイスブックなど、現有の広報手段を最大限活用しまして広報していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 風疹は、妊婦が感染すると赤ちゃんが難聴や心臓病、白内障などになって生まれる可能性があります。それを防ぐための施策です。対象となっている方が知らなかったということがないように、広報やホームページ等に加えまして、確実にお知らせするためにも、個別郵送での通知もするべきではないですか。さらに、実施場所や休日対応なども含めて御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 実施場所、休日・夜間の対応につきましては、医師会や県とも協議が必要と思われます。また、対象者への個別郵送についてでございますが、今お答えしている内容は報道発表がなされている部分もございますが、12月13日、昨日ですけれども、厚生科学審議会、予防接種基本方針部会及び感染症部会で最終決定がなされているはずでございますが、説明会前でありますので、まだ事業の詳細がわかりません。ゆえに、現在、全体事業費の算出ができておりませんので、事業費算出の際には、神崎議員の御提案も踏まえまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） ぜひとも万全な対策をお願いいたします。

2点目は、小児がんの早期発見についてお伺いいたします。

子供が命を落とす最大の原因は不慮の事故です。しかし、子供の病死で最も多いのは小児がんということです。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えております。小児がんの発症数は年間に2,000～2,500人と少ないため、発症から診断まで時間がかかってしまうことが懸念されます。小児がんは急速に進行するものが多く、適切な医療を早期に受診するためにも、早期発見に向けた啓発が重要となります。

そこで、小児がんの早期発見のために、どのような取り組みを行っているのかお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 現在の母子保健法による乳幼児健診は、子供さんの発達を見ることに重点を置いておりますが、健診の間診項目や母子手帳の保護者の記録の中には、がんが疑われる場合の間診項目もございます。項目についてチェックが入っている場合は、保健師が予診で確認し、さらに医師が診察で再度確認するということで、がんなどの早期発見につなげております。また、診察では、小児科医が全身を診て総合的に診察を行っておりますので、仮に御家族が気づいていない場合でも、診察で医師が気づく場合がございます。本市でも過去に健診時に小児科医が触診で腹部に腫瘤を発見し、即医療に結びついたことがございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 小児がんの中には、網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は出生時1.5万～1.6万人に1人と少ないですが、5歳までに95%が診断されております。その多くは、家族が子供の目の異常に気づいて受診をされています。素人でも病状に気づきやすい小児

がんとも言えます。腫瘍が眼球内にとどまっているうちに診断され、適切な医療を受けることができれば、眼球を摘出しないで可能な限り残す方針での治療ができます。そのためには早期発見が重要なことは言うまでもありません。

そこで、網膜芽細胞腫の症状の特徴である白色瞳孔を、乳幼児健診の医師検診アンケートの目についての項目に追加してはどうでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 議員が言われますように、乳幼児健診の間診票にはその記載はございませんが、先ほど申しました、健診の際に必ず持参していただくものに母子健康手帳がございます。この母子手帳の保護者に記録していただく項目の六、七カ月のころに、瞳が白く見えたり黄緑色に光って見えることがありますか。欄外に米印がありまして、瞳が白く見えたり黄緑色に光って見えるときは、目の病気の心配があります。すぐに眼科医の診察を受けましょう、という記載があります。

乳幼児健診の診察では、間診票と合わせ、ここの記載も確認しながら医師が診察しておりますので、健診の間診票になくとも早期発見の手だてとして活用できていると考えます。網膜芽細胞腫につきましては、主な症状の白色瞳孔や斜視に御家族が気づいて、医療機関を受診して発見される場合が多くあるようでございますので、保護者の方には母子手帳にもくまなく目を通していただき、日ごろから気にかけていただくことが大事かと考えております。

また、3歳児健診におきまして、来年度導入予定のスポットビジョンスクリーナーというものがございます。これは弱視を早期発見するために有効な機械であります、斜視などの異常も発見することができますので、導入の折には3歳児健診のみならず、いろいろな場面で有効活用ができるかと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 保健福祉センター所長のおっしゃられるように、母子手帳に、瞳が白く見えたり黄緑色に光って見えたりすることがありますかという項目があります。このような症状に気づけば、すぐに受診をしていただきたいと思います。私が網膜芽細胞腫の主な症状である白色瞳孔という言葉にこだわりますのは、この言葉一つで網膜芽細胞腫という小児がんを知ってもらえることができると思うからです。主に20代から40代の乳幼児を持つ若いお母さんは、わからない言葉などがあればすぐにスマホで検索すると思うんです。仮に子供に症状がなくても、白色瞳孔って何だろうと思えば調べますよね。白色瞳孔と調べたことが知識として残れば、我が子のみならず周りのお子さんにも注意を払うようになると思いませんか。さきに述べまし

たが、網膜芽細胞腫という小児がんの発症は、出生時1.5万～1.6万人に1人と少ないです。眼球を摘出しない治療をするには早期発見しかありません。多くの方に知ってもらふ啓発の観点からも、この白色瞳孔という言葉の重みを考えていただきたいと思います。

最後に、乳がん検診についてお伺いいたします。

身近にいる乳がんの手術を受けられた方のお話を聞きますと、発見したときにはしこりがかなり大きくなっていったという方が少なくないように感じます。日ごろのチェックがいかに大切かということがわかります。南国市としましても、がん検診受診率アップのために、種々の対策をされていると思います。南国市の乳がん検診の受診率をお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 乳がん検診の受診率であります。平成28年度が9.3%、29年度が8.1%となっております。以上です。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 国の第3期がん対策推進基本計画では、がんの早期発見、治療につなげる2次予防で、自治体が行う検診の受診率を現在の30～40%台から50%に引き上げております。第2期健康なんこく21計画には、市が実施するがん検診の受診率は大腸がんを除いて低下しています。肺がんの受診率のみ県平均より高くなっていますが、ほかのがん検診は全て高知県の平均受診率より低い状況です、と分析されております。今後の受診率アップのために考えておられることはありますか。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 検診場所が保健福祉センターに限られてしまいますけれども、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、また子宮がん頸がん検診、特定健診など、幾つかの検診を1日で済ますことができるようにセット化した総合健診ということで、その回数をふやすようにしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 1日で検診を済ますことができるということは大変ありがたいことです。休日にもセット化された検診日を設けていただければ、さらに利便性のよいものとなるのではないのでしょうか。

乳がん検診の受診率アップと早期発見につなげるアイテムとして、自己検診用乳がんグローブの導入をしている自治体がございます。このグローブは、肌への密着性を高める素材でできており、素手で触診するよりもしこりなどの異常を見つけやすくするものです。がんは早期発

見、早期診断、早期治療が非常に大切です。仕事や家事が忙しくても、日ごろからチェックすることで検診への意識づけができ、受診率アップにつながるものと思いますが、この自己検診用乳がんグローブの導入についての御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（高橋元和） 乳がんは、自分で発見できる唯一のがんと言われております。月に一度のセルフチェックがとても重要であります。1個のがん細胞がさわってわかるほどの大きさ、1.5センチから2センチになるまでに約7年から8年かかると言われておりますが、その後1センチから2センチになるには1年しかかからないと言われておりますので、小さいしこりのうちに発見することが大変重要であります。議員御提案のものを活用することによりまして、受診率アップにつなげていくことができましたら、非常に有効な手だてと感じております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 今回提案させていただいた自己検診用の乳がんグローブは、導入されたところで受診率アップにつながっているということです。南国市の乳がん検診は40歳からとなっておりますので、40歳を迎えられる全女性を対象に、毎年このグローブを郵送し、乳がん検診受診の意識づけをされてはどうでしょうか。来年度40歳を迎える方が300人とすると、郵送料を入れても15万円の予算となります。また、合わせて市内で行われる健康イベントや健康相談に訪れた市民に手渡しているところもありますので、御検討をしていただきたいと思います。予算としましてもさほど多くはかかりませんので、早期発見、受診率アップのための手だてとして実施すべきだと思っておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 議員さんの御提案のこの乳がん検診用のグローブがあることは、今回初めて聞いたところでございます。このグローブを導入することによりまして、その受診率のアップにつながるということが見込まれるということでございます。そういった非常に有効なものであり、乳がんの早期発見につながるということでありましたら、ぜひとも前向きに取り組んでいくべきかと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますとのよい御答弁をいただきましたので、ありがとうございます。

以上で私からの一般質問を終わります。

○議長（岡崎純男） 19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） 通告をしてあります、1市長の政治姿勢については、安心・安全のまちづくりについて、国保税引き下げについて、2点目として、教育行政につきましては、重大事態への市の対応について、情報公開と審査請求についてお尋ねをいたします。

まず、市長の政治姿勢1点目は、安心・安全のまちづくりについてお聞きします。

市民から、南国市はどんなまちづくりを目指しているのだろうか、どんな方向へ行こうとしているのだろうかとよく聞かれます。市民は大切にされているか、気になるところだと思います。

そこで、まずお聞きをいたします。

市長の目指す南国市の未来とは、どういうものでしょうか。これまでも政策等で明らかにされておりますけれども、改めて聞いておきたいと思います。今議会の市政報告の中でも、地域の声を酌み取りつつ、地域と行政が一体となってまちづくりを進め、魅力的で住みやすい南国市を目指してまいりたいというふうに述べてもおられますけれども、市民からのこの疑問に答えられるように、市長の目指す未来、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 福田議員さんの御質問にお答えします。

南国市は、今回の議会の中での答弁でもございましたが、自然豊かな環境の中で、非常に高速道路、空港などの交通の要衝であるということもございます。そして、高知大学を初めとします多くの教育機関、研究機関がございまして、産学官の連携が図れる県内では非常にポテンシャルの高い市だと思っております。このポテンシャルの高い南国市で、若い世代が自分の希望する場所で住み、そして働き、子育てをする。これには住む場所と働く場所の確保ということを常々言っているところでございますが、そういったことで、心豊かに生活ができる、そして安心して住み続けたいと思っただけ、そのようなまちづくりをしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 現在、来年度予算の編成中でもありますけれども、今市長が答弁ありましたような、それらの施策は具体的に今度の予算に裏づけられたものがあるのか、お聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 来年度予算ということでございますので、今まさに各担当課から予算要求が出ているという状況でございます、これをどのような方向で予算を確保していくかっていうことは今後まだ詰めていかねばならないところでございまして、今ちょっとここで御返答申し上げる状況ではないということで、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 南国市はこれまで、企業誘致で人口増や税収増を目的にしてきました。さきにも質問がありましたけれども、日章工業団地（仮称）ですけれども、同じ方向だと思います。これまでの誘致で人口はふえたのでしょうか。また費用対効果は検証しながら実施をしてこられたのか、その結果をお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 現在、全国的に人口減少が進んでいる状況にありまして、南国市でも平成17年をピークに人口減に転じております。まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、人口減少と少子・高齢化による地域社会と地域経済の減衰に歯どめをかけることを目的に、産業振興による働く場の確保に取り組むこととしております。企業誘致の効果として、南国市へ進出また事業拡大を行った企業7社に、進出または拡大を行ったことによる従業員の増加人数、そのうち南国市在住者の人数を確認したところ、合計の雇員人数で251人、うち南国市在住者が108人という回答がありました。この結果から、企業誘致を行うことで、働く場の確保という点では一定効果があると考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 市民の働く場は必要だと思います。今、課長答弁ありましたように、安定した雇用は地域経済を潤し、市の未来も約束されます。ですが、働く人はその人単独ではなく、小さな子供から高齢者までの家族がいるわけです。住宅を初め、保育、教育環境、介護が必要な高齢者も安心して住み続けることができるような生活環境の整備と同時に進めなければならないと思います。このままでは、企業誘致だけでは人口は定着をしません。ハード面だけでなく、市民の暮らしに寄り添う施策が必要だと思います。そのことを求めておきたいと思っております。

次に、市長は地域に出向き、市民懇談会を開いておられます。市民の声を聞いておられるとのことですが、どのような御意見が出され、今後どうその御意見に取り組んでいかれるのか、お聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 昨年8月に市長に就任して以来、1年が経過したことから、ことしの8月の稲生地区をスタートに、10月に瓶岩地区、国府地区、11月には野田地区で市長と市政を語る会を開催いたしました。会では、これまでの市政の動きや、今後の取り組みにつきまして、私から説明をさしていただき、その後それぞれの地域から事前に出されました課題や要望に対しまして担当課からお答えをし、意見交換をさせていただいたところであります。

住民の皆様から直接お話をお伺いし、それぞれの地域から防災に関すること、また道路や河川などの生活環境に関すること、また都市計画に関することなど、さまざまな分野において意見交換をさせていただき、市政に対する提案もいただいたところでございます。いただきました意見や要望等につきましては、しっかりと受けとめさせていただき、庁内での情報共有を図って、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。また、要望等に関しまして、対応が可能な件につきましては、できるだけ早く地域にお返しするように努めてまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 安心・安全のまちづくりと言え、災害対策ですけれども、市民の命と財産を守ることは市の第一義的任務であり、市はこれまでも対策を講じてこられました。一人一人の市民が日々を安全に、そして安心して暮らすことができるまちづくりとしての思いで、同じことを毎回質問し提案をしてきました。先ほど、地元からも要望のあったような生活道などの整備を初め、子育てを支え、障害のある方の暮らし、介護が必要になったときに不自由な思いやつらい思いをせずに済むようにとの思いで質問に立ってきました。以前に比べれば随分改善されたと思いますけれども、国の方針は真逆であること、市単独では限界もあることは理解しております。

ただ、困難な財政運営の中でも、初日答弁のように市民を愛する心があれば、内容も対応も違ってくるのではないかと思います。国や県の補助事業のようにハード面だけではなく、市民懇談会で出された市民の要望や、私たち議員が提案する市民の声に耳を傾け、実現されていくことで、まちづくりの方向性が見えてくるのではないかと思います。市民がどの場面においても心地よく安心して住み続けられるような市政となるようにと強く願っておりますし、これからもその取り組みを続けていただきたいと思います。

次に、国保税の引き下げについて伺います。

所得は低いのに、一番高い国保税を何とか引き下げてほしいとの願いはなかなか実現をしません。負担が重いことにつきましては、市長も以前に答弁がありましたけれども、基金がまだ

少しあったころには一度だけ、少しでも下げたいとの当時の課長の強い思いもあり、検討されたこともあります。しかし、残念ながらアベノミクスで頓挫し、現在に至っています。全国知事会も市長会も国庫負担金の増額を強く要求しておりますし、一般会計からの繰り入れで値上げを抑えるなど、努力をしている市町村もあります。税を滞納すれば保険証は渡されず、債権機構へとなる前に、払える国保税にすべきではないでしょうか。国保税が協会けんぽなどと比べてどれくらい高いのか、比較ができていればお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 協会けんぽを構成する世帯の平均的な年収と、国保の被保険者の平均的な年収は異なりますが、仮に年収が270万円の60歳と65歳の御夫婦2人世帯ということで比較をいたしますと、国保税は年額11万8,800円、協会けんぽの保険料は15万2,100円となります。ただし、協会けんぽは雇用者が半額を負担いたしますので、御本人の負担は半額となることから、御本人の負担額につきましては国保のほうが高いということになります。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 厚労省の調査に基づいて数字を見ても、この間、国保加入世帯の所得は年々減り続けております。一方で、国保税は上がっているというのが現状です。先ほど課長から答弁ありましたけれども、例えば国保の場合、1人当たりの平均所得が83万円の方は、1人当たりの平均保険料が8万3,000円、協会けんぽの場合は、所得が137万円の方は10万5,000円、先ほど言われた数字とはまた所得の部分が違いますけれども、137万円所得があつてという数字です。組合健保については、200万円の収入のある方が10万6,000円という負担になっております。

これまでも国保加入世帯の所得の低さについてはいろいろ述べてまいりましたけれども、前市長は国がしないことを市がかぶることはできないという言い方をされたわけですが、今のこの現状を放置したままでいいのかどうか、市民に優しい市政とは逆行するのではないかと思います。国保はお互いさまの支え合いではなく、国保開始当時の基本に立ち返り、国民皆保険制度というなら、誰もが所得に応じて支払える額にすべきではないかと思います。市長には率先して国庫補助金をもとに戻す要求を全国の市長とともに上げていくこと、そして当面は南国市での負担軽減を考えるべきだと思います。加入者の6割が減免世帯で、支え合えるわけがありません。国保税引き下げについて、改めて市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 国保につきましては、協会けんぽであれ国保であれ、それぞれの被保険

者の医療に係る財源を、保険料あるいは保険税で負担していただいているということでございます。それにつきましては、両方とも同じ考え方でございます。

協会けんぽにつきましては、従業員本人の所得により保険料が決まり、また従業員の福利厚生的一面から、半額を雇用者が負担するという仕組みになっているところでございます。一方、国保は、全体的に被保険者の所得が低いということもありまして、被保険者に均等に負担を求めることで、全体の医療費を賄っているという違いがありまして、そこが所得が低い方の負担が大きいと言われるところであると思えます。

しかしながら、所得が低い方につきましては、御存じのとおり公費により負担が一定軽減もされているところであります。できるだけ国保料を安くということでございますが、今国保は県一になったところでございまして、将来的にも県全体で保険料を合わせていくという流れもございまして、現在は市費を繰り入れて、市独自で負担を下げるということは考えていないところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 県単一化は、一般会計からの繰り入れをさせない方向で目配りをするというのが目的ですから、なかなか県全域で一つになって、引き下げる方向に行くのなら別ですけれども、なかなかそれぞれの自治体の努力と、そして国に対してきちんと応分の国庫負担をさせること以外にないわけです。

先ほどの答弁聞きまして、2問目しましても同じ答弁だと思いますけれども、今、苦しい国保加入世帯の皆さんの状況を考え、また医療の面からも非常に大切な問題ですので、できないということで放らないで、何か方法はないか、このことをぜひ検討をしていただきたいと思います。国保についてはまた、引き続きやらせていただきます。国保については終わります。

次に、教育行政について伺います。

市内中学校のKさんが亡くなられて3年4カ月がたとうとしています。一日も早く御遺族の心の重荷を取り除くこと、それが南国市と教育委員会と私たちの役割ではないかと考え、今議会でもお聞きをいたします。

12月2日付の高新に、いじめ撲滅へという南国市の記事が載りました。南国市では初めて開催をされたということですが、その2日前の新聞には、中1自殺、原因不適切指導、嫌がらせと担任が誤認をした、その生徒さんが亡くなられたことが報道をされました。第三者委員会の委員長は記者会見で、学校は生徒の死に真剣に向き合い、みずから検証しなければ問題は繰り返されると訴えております。そして御遺族の方は、息子がいじめにかかわっていたこと

に責任を感じて自殺したわけではないという報告に安堵しました、とのコメントを発表したと言われています。青森では、いじめ自殺を市が認めた報告書が出され、親御さんが何があったのかやっとなることができた、との記事もありました。

文科省の調査では、去年のいじめ件数は最多の41万4,378件、南国市はさきの答弁では減になったということですが、学校から報告された子供の自殺は250人、前年度より5人ふえています。うち、いじめがあったとされたのは10人、先生との関係で悩んでいた生徒は7人とされています。警察発表は、子供の自殺数は341人であり、学校報告との差は91人です。警察は捜査などで判断し、文科省は学校側の報告が基本になっております。この差があることについても、なぜなんだろうと大きな疑問が残るわけですが、子供同士だけではなく、先生との関係も今深刻になっています。周囲に相談できないほどの先生の忙しさは、一人で抱え込まずを得ないことになり、本人の病気や早期退職だけでなく、子供たちにも大きな影響を与えています。国や県待ちではなく、早急に子供を守る対応策をとることを初めに強く要求しておきたいと思います。

通告をしてあります1点目は、重大事態への対応と今後の対策についてお聞きをいたします。

まず、市の重大事態への対応は万全だったのかをお聞きをいたします。遺族を初め、市民の皆さんが納得できない報告書では、解決したとは言えないのではないのでしょうか。再調査を却下した市長、教育長に、重大事態への対応は万全だったのか、改めてお聞きをいたします。最近の状況を踏まえた上での御答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） こういう重大事態への対応という面では、学校の中で今まで十分そういった事例を考慮して対応をしてきていたのではないかと考えているところでございます。今回の事態でも、私はその再調査というのを受け付けできなかったといいますか、それを却下させていただいているところでございますが、その中でも学校の対応ということは、最低限の対応はなされていたということがございます。そういったことで、そういった重大事態への対応ということにつきましては、精いっぱい対応してきたというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 福田議員さんの御質問にお答えをいたします。

市の重大事態への対応につきましては、これまでも議会で市長から答弁がありましたように、先ほども御答弁をいただいたんですが、調査専門委員会は、中立・公正な選任のもとで客

観的かつ多面的に調査、分析され、まとめられた報告書であり、十分に調査は尽くされているとの御判断でございます。したがいまして、南国市教育委員会といたしましては、報告書にありました再発防止、予防に望む6つの提言をいただいておりますので、継続してこのことにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 私は前段に、3年前に亡くなられた中学生のことを言って、その上で南国市における重大事態への対応は万全だったのか、このことを再調査を遺族の方に求められた市長に、それを却下されたわけですから、それは先ほどの市長の答弁だと、学校側は精いっぱいやってくれたというふうに言われましたけれども、市長に再調査を求めて、それが却下をされたわけですから、その却下をした市長の対応というのは万全だったのかということ聞いたわけですが、もう一回お願いします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私といたしましては、今までもお答えしてまいりましたが、この調査ということは、指針に基づきまして的確に行われているかというところを判断の材料とさせていただいたところでございます。その指針に基づいて行われた調査ってということでは、十分なさされていると判断をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 市長は10月12日に母親大会で出された自死問題についての再調査をとの要望に対し、専門委員会による調査は中立・公平な委員により、適切な方法で調査がなされ、調査時点で明らかになっている事実や情報は、客観的かつ多面的に分析されており、現時点では調査は十分に尽くされていると判断していると回答しておられます。先ほど教育長からもありましたように、これまでの答弁と全く同じ中身です。これほどまでに一度出した結論に固執し続ける市の態度は、どう考えても私たちには理解ができません。全国では、何年も経過した事案であっても、遺族から再調査の要望があれば実施をし、結果を出しております。その結果が遺族の本意ではなくても、きちんと再調査し直されたことに遺族は信頼を寄せているわけです。南国市にはなぜそのような受けとめができなかったのか、非常に残念でなりませんし、いまだに理解ができません。遺族の声が届かない理由、誰が聞いても納得できる説明をする責任があるのではないかと思います。先ほどの市長、教育長の答弁では、これまでと同じ繰り返しになりますから、これでは誰も納得はされんと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私は、私の判断事由について、その指針に基づいてというふうに申し上げてきたところでございますので、それ以上の私の判断基準というものはございません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 私のほうも、今まで議会ですっと御答弁さしていただいてまいりましたので、この調査、教育委員会が立ち上げました調査専門委員会は、御遺族の了解もいただいた上の人選でございますし、公正・中立にしっかりと調査をしていただいております、報告書が全てであるというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 今、国のいじめ防止対策推進法のもとで実施される調査が、これまで私がいろいろと全国の例も挙げましたように、明らかにされてきたのは市町村によって違う、このことが現実には起きているわけです。この南国市を見ればよくわかります。このことを懸念をして、法改正を求める声が出ております。法律の内容と現実の違い、市町村によってそれぞれ同じ法律を受けとめ方が違う。その現実の違いを踏まえ、この法改正の動きについて、市長、教育長はどのようにお考えになっておられるでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 国がそのように、いろいろな事例のことをもとに、法改正が必要という判断で対応しているということでございましたら、その方向を見定めて、また考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 市長答弁と全く同じでございますが、いじめ防止対策推進法の法改正等国の動向に注意しながら、法改正等が行われましたら、それに基づきまして基本方針等の見直しも行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 聞き方が悪くて申しわけありません。国が法律を改正しようとしているのではなくて、各市町村の対応がばらばらなので法改正をせよという動きがあるんですけども、そのことについて南国市の長としてはどのようにお考えになられますか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） そのような動きがあるということでございますので、それぞれ人によって捉え方がかわってくる部分もあると思います。そういったいろんな御意見が現在出ていると

いうことを受けまして、そういういろんな捉え方があるということが、今回のその法改正の動きにつながっているということだと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 11月にいじめ防止対策推進法制定のきっかけとなった大津市の越市長と、当時亡くなられた男子生徒のお父さんが、与・野党の議員や文科大臣に対して、今の内容のままでは、今の法律のままでは不十分だとして法改正を求めているわけです。そのことは御存じなかったようではございますけれども、第三者委員会の中立性を保つために、委員会と利害関係のない委員の選出、あるいは学校ごとにいじめ対策担当の先生を置くことなどを要望しております。大臣は、しっかり受けとめ対応したいと述べたと報道されております。大津市と南国市のいじめや生徒の自殺への対応のこの大きな違いを改めて感じます。再発防止というなら、徹底検証をすべきではないでしょうか。遺族から再調査の再要望があれば、市は速やかに他市のように受けとめ、再調査をすべきだと思います。南国市の教育に責任を持つことになった市長の任務だと思います。やられるのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今回のことにつきましては、調査はし尽くされているという判断のもとに報告書が出されており、その報告書がどのように検証されているかということ了指針に基づいてなされていると判断したことでございますので、それが私の意見でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 青森市のいじめ防止対策審議会の報告書ができました。亡くなった中学生以外の個人の名前を伏せてホームページで公開をされております。これがその報告書全文です。報告書は210ページに及び、その内容は事案の事実関係、本人について、人間関係、出来事、学校の対応などが67ページ、いじめと自殺についての検証42ページ、中学校と教育委員会の対応について検証と評価が50ページ、提言が28ページとなっております。提言の終わりには、学校や市教委を超え、教育のあり方まで踏み込んだ提言がなされています。

報告書には、次のような市長のコメントが寄せられています。先ほどの市長答弁とは、まさに真逆ですね。報告書は、教育委員会が諮問した内容について、御遺族の気持ちに寄り添いながら、丁寧に調査をされたものになっていると伺っております。その中で今回の事案は、いじめが主要な原因であったと認定され、御遺族の心情を察するに心が痛みます。また、いじめの防止や早期発見、早期対応、早期防止、再発防止に向けた貴重な提言を受けたと伺っておりま

す。二度といじめによって、児童生徒のとうとい命が失われないよう、青森市内小中学校におけるいじめ防止対策に取り組んでまいります、というものです。

南国市の報告書は、さきにも明らかにしましたけれども、調査委員会が認定した事実、本人の生い立ち、人間関係、遺品が9ページ、未解明の問題、自死に至る心理的過程の考察、再発防止、予防のために望むことなど25ページ、学校の背景調査はわずか1ページであり、青森の報告書とは全く違っております。学校の検証や市教委の対応と検証などには全く触れられていないものについて、市長は先ほどの答弁をいただいたというふうに私は受けとめました。市長には、みずから判断する責任とそれができる立場にあられます。その認識を私は持っていただきたいと思えますし、再要望あれば30条に基づき、市長の責任で再調査をするべきだというふうに思いますが、お答えいただければお願いします。

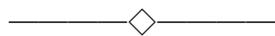
○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 私といたしましても、今回の件につきましては、精いっぱいどうあるべきかということを考えて上で判断をさしていただいたこととございますので、それにつきましては私の考えは変わることはございません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時であります。

午後0時 休憩



午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。19番福田議員。

○19番（福田佐和子） 次に、情報公開と審査請求についてお聞きをいたします。

南国市行政情報公開条例の第1条には、市民の知る権利を具体的に保障するために、行政情報の公開等に関し必要な事項を定める、市政について市民に説明する責務を全うし、市民の理解と信頼を深めるとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とするとありますが、市民の知る権利を保障したこの条例を基本にお尋ねをしたいと思います。

この間、直近5年間の審査件数は何件あったのか、わかればお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 直近5年間の行政情報公開に関する審査請求につきましては、平成25年度と26年度につきましてはございません。以降、27年度

2件、28年度2件、29年度1件の合計5件でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 審査請求が本当に少ないというのがよくわかりました。

次に、審査委員会の委員及び審査請求の方法をどのように公開をしておられるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 御質問の審査委員、それから審査請求の方法につきましては、公開をしておりません。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） そのしていない理由は何でしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 審査請求につきましては、前提としまして情報公開請求があつて、その不作為等に対して審査請求がされるということで、情報公開請求の際に御説明を申し上げるようしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 高知市の行政情報公開・個人情報保護審査会の委員は公開されておりますが、南国市は別の法律のもとに公開をしないということなのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 別の法律ということはございませんけれども、今現在公開していないということで、委員さんの御意見を伺って公開は可能であると思います。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 請求したら、こういう黒塗りの名簿が来たわけですが。今後は公開をするというふうにとめていいのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 公開できる部分は公開しても構わないと思います。あくまでも委員さんの御意見を伺ってからですけれども。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 委員の意見を聞いて決めるということのも納得がいきませんけれども、今後そういう方向に行くということに受けとめたいと思いますが。さきの調査委員会の報告書に納得できない御遺族は、6月に行政情報公開請求を行いました。そして7月には黒塗りが多

かったわけですが、865枚の資料が渡されました。10月には非開示の部分の職員のメモについて、市長に審査請求を行っています。10月には教育長は遺族に対し、南国市行政情報公開・個人情報審査会に諮問したと通知をし、遺族に対し弁明書を送付をしてきました。また、その弁明書に対し、遺族からの反論書もできるとの文書を送っています。11月12日には、遺族側は代理人の弁護士名で教育長の弁明書に対する反論書を提出をしたというのがこの間の経過でありますけれども。審査請求により、審査会はいつ、何回開かれたのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 市長に提出されたということですが、この制度を定めております法律が行政不服審査法になりますけれども、その第4条第1号で処分庁に上級行政庁がない場合は当該処分庁に提出することになっておりますので、教育委員会の情報公開に対する審査請求につきましては、教育委員会に提出されるようになるというふうに思います。法律上そういうふうな立てりになっておりますので、審査庁も教育委員会になるということで、処分庁いわゆるその行政公開について実施したところと同じになってしまうということになります。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 教育委員会にお聞きをいたしますが、教育長からの文書では、諮問をしたということになっておりますが、どこへ諮問をしたという意味なのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問のことですが、申しわけございませんが、個別の案件につきましてはお答えすることができませんので、御理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 少し答弁が理解ができなかったんですけれども。教育委員会は実際にこの文書で諮問をしたというふうに通知をしているわけですから、その諮問先はどこですかと聞いているんですが。お願いします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 諮問先でございますが、南国市行政情報公開・個人情報保護審査会でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 先ほど、総務課長のほうからは答弁がありませんでしたけれども、

審査会には諮問をしたというふうに受けとめてよろしいですね。例えば、審査会に諮問をしたのであれば、審査会のほうから教育委員会の反論文書のコピーが来るべきではないかと思いますが、市教委から来たのはどういうことだったのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほど申し上げましたように、個別の案件にはお答えすることができませんが、一般論から申し上げますと、審査請求の制度を定めている法律であります行政不服審査法の第4条第1号には、処分庁に上級行政庁がない場合は、審査請求の宛先は、当該行政庁と規定をされております。一般論から申し上げますと、例えば教育委員会が情報公開決定の処分を行った場合には、教育委員会が処分庁となります。また、行政不服審査法では、諮問の際に審査庁が処分庁である場合にあっては、相当の期間内に弁明書を作成する。審査庁は処分庁が弁明書を作成したときは、これを審査請求人に送付しなければならないと規定をされているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 南国市の公開条例の中には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査請求のあった日から起算して15日以内に審査会に諮問しなければならないとなっているんですが、その一つが却下する場合、2つ目が全部を公開する場合というふうに南国市の条例ではなっておりますが、今答弁されたように、その直接の実施機関とやりとりをするのであれば、今までと全く同じで審査請求の意味がないというふうに思うんですけれども、それは総務課のほうで答弁してくださいませうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 先ほど、福田議員が言われたのは、行政情報公開条例の第15条第1項の部分ですけれども、公開決定等、または公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決すべき実施機関は、審査請求があった日から起算して15日以内に南国市行政情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとなっております。この実施機関というものが第2条に定義づけられておりまして、それが市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会とそれぞれの実施機関で取り扱うようになっております。したがって、教育委員会の情報公開に対する案件につきましては、教育委員会が審査庁にもなるようになっておりますので、そういう制度になっておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。なお、同じことになるということではないと思います。というのは、審

査会の方で審査しまして、これを尊重するというに裁決するというになっておりますので、全く同じになるということではないというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 同じことではないというふうに答弁をされましたけれども、通常審査会の経過としては、実施機関から諮問書及び非開示理由の説明書を受理をして、その後、諮問の報告をし、異議申立人から意見書を受理し、また審議を繰り返し、実施機関からの事情聴取も行い審議を繰り返し、また最後に答えを出すというのがよその例を見ても明らかなのですが、先ほどの答弁では妙にわかりにくい話でしたし、実際この話を弁護士に聞いてもらったところ、その実施機関からの教育委員会から直接反論文書が来たことも、そしてその上何日までに反論が出せることを通告するというのはあり得ない話だというふうに言われました。審査会にかけず実施機関の教育委員会判断なら、これまでと全く同じであり、先ほど審議もされていると課長は言われましたけれども、何のために市長宛てに審査請求をしたのかわからないことになります。その上、弁護士がついていかなければ市民は請求をすることができないというのが今の状況ではないでしょうか。

この審査委員会も含めて実施機関もそうですが、組織としてのあり方を踏まえ、もう一度答弁をいただきたいと思えますけれども、それは法律に基づくことも大切ですが、実際運用する中でどういうことができるか、市民の期待にどう応えるかということも大切なことだと思いますので。これまでの遺族と教育委員会とのやりとりは条例に基づくものなのも含め、違うとしたらどこが違うのか、また弁護士がいなくても理解できて審査請求ができる、そんな説明をいただきたいと思えます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） 繰り返しになりますけれども、行政不服審査法で処分庁に上級行政庁がない場合は、当該行政庁、今言われていることでは教育委員会ってことになりますが、そういう法律に定められておりますので、これを違った形にすると、これ法律に基づかないことになってしまいますので、この方法しかないと考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） なかなか納得のいくような、弁護士がついていなくても理解のできる答弁はいただけなかったわけですが、南国市はこの条例に基づく市民の知る権利をきちんと今後も補償していくべきだと思いますし、今の状態ではこれまでと全く同じですから、実施機関を通して審査会へ諮問をし、審査会は双方の意見を聞いて答えを出すということは法

にも間違っていないと私は思いますし、結果答えが出るわけですから。中にはその審査をするのは1年もかかったところもありますけれども、南国市条例に基づく結果を出していただきたいと思いますが、これについて最後に総務課長と教育委員会にお聞きして終わります。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦） あくまでも、条例に基づいた手続を行っております。15条の第4項に第1条の諮問に対する答申を受けた実施機関は当該答申を尊重し、当該答申を受けた日から起算して15日以内に裁決をしなければならないと規定されておりますので、この条例に基づいて行っていると考えております。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の件でございますが、審査請求につきましては、裁判所で行う訴訟手続に準ずる準司法的手続でございます。当事者である双方が自己の主張を書面や証拠で提出し、審査庁は提出された証拠等に基づきまして事実認定を行い、認定された事実を法令、条例に基づきまして裁判の判決に当たる裁決を行う。また、双方の主張や反論が一定出た時点で、執行機関の附属機関であります第三者委員による、先ほどから出ております南国市行政情報・公開個人情報保護審査会での審議後答申が出されるものでございます。その後、審査会で出された答申を尊重し、答申から15日以内に審査庁が裁決を行うことになっております。双方の主張が出そろえば審査会はすぐに開催できますが、双方に主張や反論がある場合は、それをもって審議を行ったほうが効率的かつ公正な判断ができるということになりますので、通常の裁判ほどではございませんが、お時間をいただくということになっております。よろしく願いいたします。

（「以上です。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） 日本共産党の浜田勉です。

初心を忘れずという思いで努めてまいりたいと思います。

まさに年の瀬、12月議会のラストとなりました。皆さんも今までの疲れを持ち込まさないように伸び伸びとお聞きください。私も厳粛な気持ちでただしてまいりたいと思っております。

私が今議会に取り上げました、さらに通告いたしましたのは、主な点2点であります。

1点目は、高新の開放題11月の月間賞の言わんとした思いについて、2点目は、弱者の社会性、行動力を支えるコミュニティバスの運行はどうよ、というわけであります。

その2つの思いを満たしていく前段として、本論に入る前に9月議会以降の復習、グローバルな立場から世界観を持ち、そして国政、県政の主なる特徴はどのような動きがあったのか。あるいは日本政府のとった態度、あるいは我々自身がとってきた態度について、それを洗っていきたくて思っております。私はあえて市長との政治姿勢という形では問うておりません。だが、今後については、3月議会からは政治姿勢という形で真っ向からお尋ねをしていくというふうに態度を変えていきたいと思っております。

まず、国際的な関係、とりわけ世界でも唯一の日本、被爆国でありながら核兵器の禁止条約について余りにもおかしい態度をとってきた。本来ならば、核兵器全面禁止、先頭に立ってリーダーシップを発揮すべき日本が、核保有国ですかというふうに問われる。そんなような状況が国際関係の中で生まれていることは、皆さんも御存じのとおりです。

国際的なNGO核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANでノーベル平和賞をいただいた、それから1年がたちました。ここでのアンケートでは、核なき世界へ進んでいると思いませんかというお尋ねに、進んでると考える人は2割に満たず、日本政府は非核国の役割を果たしていると思う、との問いには9割の方が思っていないと言われています。恥ずかしいというよりは、嘆かわしいというか、もう許せないような態度であります。

日本政府は、その点で今後改めていくということが全面的な使命だと思えます。また、私たち自身も平和を願う一人一人の命と人権を守るという立場から、この問題については、はぐらかしていくことが許されないと思っております。

話は飛びますけれども、ことしの漢字は災、災いということになりましたが、この災いという発表と同時に、国の防災会議のほうから5つの防災への対応、5段階における取り組み、国民への指示、これが出されました。まさにその点では見事な連携プレーだというふうに思いました。それを私は、今まで私どもがやってきた水稲2回作、一方横っちょで稲刈りをし、横っちょで田植えをする。こういうふうな迅速な取り組みが行政と市民の間でやられたということは、今後の国民の命を守っていくという立場、この点では積極的な災いという字が5つの改善点を呼び起こしたということで、積極的に評価するものであります。行政機構と市民感覚がぴったりと呼吸を合わせた、市民のニーズに沿った行政の行動があったというふうに思って、私はこの災いという字が転じて福となすというふうな行動に今後なることを願っております。

だが、この災いの最たる要因は地球温暖化による異常気象、大雨、洪水の一方、干ばつや高温現象で山火事が発生するというところまで起こっています。このことを調べておりますと、昨年2017年9月10日の新聞がちょうどありました。その新聞記事はタイトルが、トランプ、CO

P23を脱退するというふうなこと、もう一方で、アメリカの上院では、国連気候変動枠組条約、この負担金を上院では可決。そこにトランプの思いと、そしてアメリカ上院のスタンスの違いが出されておりました。その横っちょへ私のメモが大きく書いてあったのは、トランプあほかというふうにメモっておりましたが。この1年前の状況ときょうがラスト日となっております。国連気候変動枠組条約第24回締約国会議がポーランドの南部の都市で開かれております。約200カ国の政府代表団や国際機関、非政府組織の代表など約2万人が集い、英知を絞っています。

ことしのCOP24は、パリ協定の実行がテーマであります。日本は石炭火力発電所の輸出を進めています。トルコではペアになりましたけれども、安倍政治は石炭火力発電を原発をベースロード電源と位置づけたエネルギー基本計画に固執したままであります。その道理のなさは国際世論から批判を浴びることはあっても、褒められることはないのではないかというふうに思います。

県内の問題点では、ショックのショウガ事件であります。残念の一語であります。高知の農産物で今、全国でシェアを誇れるのはこのショウガ、シシトウ、ニラ、ブントウ、四方竹等があります。このショウガは昔、窪川が特産地でありましたが、今や全県的な取り組みとなって、農家経営の大きな柱となってきています。南国市の生産者はノウハウはないということでしょうか。高知市土佐山、鏡の人たちが南国の田の守り手として栽培をしています。この唯一全国に誇るショウガの偽装とは、ましてや伊野の業者、伊野はショウガの産地であったではありませんか。確かに、中国のショウガとは深い関係、親しみのある関係であります。手に入りやすい条件にあります。金と命との交換にまで発展したということは、余りにも無念であります。普及センターなどの納得のいける指導を求めてやみません。

では、そのショウガについて東京の中央卸売市場の量目を見ますと、日本産が1月180トン、中国産が107トン、2月は日本産が199トン、中国産が119トンということで、中国産のショウガの占めるシェアは38%弱、完全に市民権を持っています。その他ショウガについてはタイの国が6トン程度、そして、かなりうまくないという評判のインドネシアのショウガが約1トンというふうな状況になっています。そういう点で、今後のショウガ生産における我々の役割、そういう偽装を許さない取り組みと同時に、我々自身が今国民から求められている栄養食品というふうな観点から、ショウガへの育成、これは高く求められ、進めていかなければならないテーマだと思っております。

では、本論に入ります。高知新聞の人気番組と言ったらいいのでしょうか、出放題

の11月月間賞は、文言ではどのように表現されていきましたか。また何を言いたかったか、どのように理解されたのでしょうか。高野の報道記事ではどのように報じていきましたか。公立中学校の体育系教諭の女生徒へのさわるマッサージ、学校のクラブ活動は学校行事であります。ましてや、成長期を支える大きな行事、大きなプランであります。感受性が超感度のとき、この時期に先生の行う行為は、生徒の成長にどのような影響を与えたと思いますか。顧問先生の要望は拒絶できないという金縛りの術、広義でいうそんなくがあった。どのように受けとめられていますか。また、その学校におけるクラブ活動、この位置づけはどうか。学校の教育方針はどのようになっていますか。学校の教育方針が狂っていたのでしょうか、そんなことはないと思います。どこかが狂っています。また、新聞報道ではどこの学校での出来事か、県教委発表で定かではありません。わかりませんから一般的な教師像、懲戒免職となった1人の指導者についてお尋ねをいたしています。

そんな中で、南国の議会でお尋ねをするわけでありますから、市教委の大野教育長にあっては、全県の教育長を代表してお答えをいただくようなこととなっております。そのような行為について、市教委は何も関知するところではないのでしょうか。あるいは、地教委はどうあるべきだったのでしょうか。また、懲戒処分については公表が原則であるのに、未発表というのはどういうこと。どういう根拠があるのでしょうか、法的にあるということでしょうか。幾ら賢い人がいたとしても、初めから逃げ込むところを構えておくなどということは常道であつたらできません。

報道記事から察知するところ、一定長期の間、同一校で指導していたと思われる。そして成績も一定よかったと思われまふ。そうでないと長期の教員の配置ということはありません。この長期の行動というふうなことで私がすぐ浮かんだのは、アメリカ映画の古参兵の出る舞台と日本の映画で古参兵が出る舞台、役割というのがよくあつたのは、アメリカの古参兵は将軍に敬礼を教えた。日本の古参1等兵はアメリカは軍曹、日本では古参1等兵っていう形で出てきますけれども、ここではやられたびんたを倍返しにして新兵を教育する。なんかこの古参1等兵のようなその先生を見なければならぬというのは残念ではかありません。もちろん許された行為ではありません。そして、同一校に長期いるというその環境はよどみをつくり、腐敗することは昔から言われてきたとおりであります。とおりであるということは言い過ぎでしょうけれども、昔から言われてきた、言えばあり得ることというふうなことであります。そのこととあわせて、よどみを保証してきた人事権の行使、校長のバックアップ等があつたのではないかとこのように推測できるわけあります。

長期間における教師と長期間の校長とがタイアップするというようなことになると、絶対的な権力となるのではないのでしょうか。あるいはまた、権威と錯覚させるような環境がつくられていませんでしたでしょうか。忠誠度を求める身辺整理が、そこに再任用制度があるとしたらまさに御の字。校長が退職、そして再任用される。そして同一校で校長のまま居座るといふことがあるとしたら、問題が発生するのはある面、そりゃそうじゃろうとなるのではないのでしょうか。長期のよどみというのは、これはなかなか避けて通れない人間の弱み、それにつけ込むいろんな環境がそれを保証していきます。

再任用制度は、年金制度や教師の不足等から生かされていますが、校長が同一校に居座るのは居心地がよいからでしょうか。そうでなく、権力支配の永続化としか考えられません。あるいは、その人でないと校長は務まらないということなのではないのでしょうか。あるいはまた、校長のなり手がいないのでしょうか。ほかの教師では、校長になってはならないということでしょうか。再任用制度は固定的な権力の行使、永続化ということは許されないことではないのでしょうか。

市役所での再任用制度認識では、高齢化社会の到来に伴い、高齢者の知識、経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正に合わせ、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えることを目的としています、というふうに市役所のほうの再任用制についての認識はこのように表現をしておりました。そして運用としては、有能な幹部職員づくりと再任用制、これをマッチさせ、再任用の課長は平に返し、現場のレベルアップを図っていくという、そういう積極的な行動をとっているではありませんか。

一方、学校では、校長は居座り続ける。こんながあるか。何かあるのでしょうか、疑問であります。そんなことが教育者としてのうのうとおれるずるさ、これはあきれ果てて物が言えません。

次に、学校教育が国家統制のかなめ、道具とされていることを目の前にいたしました。1人の教員の処遇が官報を通じて全国に振りまかれる。びっくりをしました。私学は別ですけれども、公教育の教師についてはそのようなことがされています。まさに、国家統制そのものに、教育関係が置かれている。これと任用制とは、ぴったり呼吸を合わせたとしたら、これは極めて危険であります。

次に、弱者の社会性、行動力を支えるコミュニティバスの運行はどうよ、ということですが。私は乗客の視点から、執行部の方は運搬、運ぶ、つまりその人たちの要望に応じて運ぶことを目的とする発想、そこに矛盾はありませんけれども、私が求めたのは運行がスムーズに、そして病院が聖地、サロンとなっている事実から、またその利便性、さらに買い物ツアー

ができるロマン性、これが今日的な運行の基本であると考えなければなりません。ただ運びやいいというふうな問題ではなく、高齢化社会におけるコミュニティバスの運行は、そのような温かみと気長な取り組みが求められていると思っています。

高知市がすぐばった、つまりやめた、ぐるりんバスは実に愉快でした。タクシーよりも背が高いので別景色が目に入り、なんか観光客の気分を満喫したものでした。別物ですが、今年の秋、私と2人の先輩、農協講習所の同期生で相部屋、3人の夫妻で毎年1泊旅行をして楽しんでいますが、去年は香川県JR丸亀駅から乗って約30分以上走ったと思いますが、100円。えっ、どうしてそんな安いのと追加払いをしなければと思いました。だから私は、ぐるりんバスのようなスタイルで、料金は市内スリーコインを限度とした、採算性を最大テーマとはせず、損をせず、喜んで大勢の方に乗ってもらう、それをかなめとした取り組みがあってもよいのではないかと。つまり、採算性を————、とにかくそればかりを追求するというんでなくって、今の高齢化社会におけるコミュニティバスの性格、そしてあるべき姿から見て、そのような観点が強く求められているということを再度強調していきたいと思っています。

そういう立場から、コミュニティバスのプランについて拝聴したいと思っています。しゃくし定規の発想ではなく、運行権は今までと違って業務委託でありますので、南国市の意向が生かされる条件が広がっていると思います。今日はボランティアのガイドさんが乗ってくれて、市内遊覧のような気分でバスが運行できた。あるいは、その地その地の方にガイドを頼む、そんなふうなロマン性を持った、そして味わい深いプランがこのコミュニティバスの中には今後求められてくるテーマであります。今までとがらりと変えた視点から再出発策があれば、楽しいと期待して答弁を待っています。

以上で、第1問の質問は終わります。難しい解釈をしなくていいように簡潔な答弁を求めておきます。

あ、御免なさい。初めの情勢の中で、私がどうしても触れておきたいと思いながら、大事に取り扱い過ぎて裏の端へ置いておりました。タイトルはこうです。ショックから喜びへ、つまり高知県のショウガのショックから今度は喜びを伝えて、そして皆さんと一緒に乾杯をしたいと思っています。県内であるいは南国市内で、あり得ない出来事が発生しました。長岡三島の小田々善重、美佐子夫妻の和製種におけるコシヒカリが金賞を受けるということがありました。すごいことです。市長のほうには、長岡農協の金堂さんと一緒に報告に参上されているよしでありますけれども。このことについて、小笠原治幸君に小田々さんってのはどうよってお

聞きますと、彼の言をかりれば本当に上手な稲作農家とのこと。私はこの小田々さんの条件をつくり上げてきたのは三島の農業をめぐる環境、早くからほ場整備がやられ、集落営農の条件がもうすぐという環境がつくり出している、この農業を取り巻く豊かなプラン、豊かな構想、そして集団の力、これが小田々さんのすぐれた稲作技術を保証したものと思っております。

さらに大切なのは、米の販売を全農任せにせず、自力販売を長岡農協はやってこられたことが小田々さんの腕をさらに引き上げ、うまい米をつくる喜びを育てたと思います。これを小田々夫妻には市長に祝意の言葉をいただきたい、議場から南国市議会から小田々さんに喜びを伝える、そんなことがあったら楽しいというふうに思っておりますので、市長にはその点よろしくお願いします。ここを欲張ったもんですから抜かっておりました、御免なさいね。

ともかく、米で南国の百姓が金賞などは夢のまた夢、その夢物語でありましたから、私もついほかほかになって抜かっておりました。改めて乾杯をしたいものであります。

では、1問目を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 浜田議員さんの全国のコンクールで金賞についての祝意ということでございまして、このたび小田々善重さん及び美佐子さん御夫婦が栽培されております早場米のコシヒカリが全国の米食味分析鑑定コンクールで金賞をとられたということでございます。私の元には、12月10日にJA長岡の組合長金堂組合長と井口常務がともに来ていただきまして、小田々さんも一緒にこちらへお越しいただきまして、JAの金堂組合長と井口常務非常に喜んでおりました。長岡で初めて金賞がとれた、特に南国市でも初めてではないかとすごく喜んでおりました。本人の小田々善重さん、御主人でございますが、ちょっと照れくさいような感じにここにこされていたところでございます、これで南国市の米を発信できたというふうなことで品評会へ出しているように言われていたと思います。

こういったことで、南国市の米が全国のコンクールで認められたということでございまして非常に喜ばしいことでございます。米どころと言いますと、もちろん日本では東北ということになってくるところでございます、高知県でもやはり本山の天空の郷とか、四万十町の仁井田米とか、そういった名が売れたところは高知県でも高度の高い所でございます。この南国市の平野の中で、こういった金賞がとれるような米ができたということは、南国市にとってこの後の可能性を感じさせられる非常にすばらしい出来事であったと思うところであります。この南国市、土佐稲作発祥の地と言われているところでございますが、この南国市では今もちろん

ほ場整備も進めているところであります。本日、前田議員からも御発言のありましたように、農業の伸びしろがあるというこの農業につきまして、今後ますます発展が見込まれるその中でブランド米として育てていけるような可能性があるお米が育てられたということは、本当に誇らしくうれしいことでございます。今後、この長岡の中で育てられましたこの金賞を受けましたコシヒカリ、この南国市の中で広大な国営のほ場整備を進めた中でのほ場で、たくさんの皆様につくられて、南国市のブランド米として育てていきますことを心より御期待を申し上げまして、私のお喜びの言葉とさせていただきますと思います。本当に小田々御夫婦にはお喜びを申し上げます。おめでとうございます。以上でございます。（拍手）

○議長（岡崎純男） 教育長。

〔大野吉彦教育長登壇〕

○教育長（大野吉彦） 浜田勉議員さんの御質問に御答弁申し上げます前に、浜田勉議員さんにおかれましては、くれぐれも体調にお気をつけられて御自愛くださいますようお願いいたします。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、懲戒処分の公表についての御質問の件でございますが、県費負担教職員の任免、分限、懲戒に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、都道府県条例で定めることになっております。したがって、その公表基準につきましても、高知県公立学校教職員の懲戒処分の公表について、に基づいて行われるものでございます。また、公表の例外の判断基準等も示されておりまして、高知県教育委員会は今回の処分で男性教諭の所属校などを公表すれば、被害生徒の特定につながるおそれがあり、非公表としたとの新聞報道によりますと、御質問の事案につきましては、この例外の判断基準によるものであると思われれます。

したがって、高知県教育委員会が公表され、報道されている以外につきましては、私から申し上げることはございませんので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、在職年数等を含めました県費負担教職員の人事異動につきましては、高知県教育委員会の人事異動方針にもうたわれておりますが、高知県教育振興基本計画の基本理念のもと、学校の目標の実現や課題の解決に向けて、教職員一人一人の特性や能力が十分に発揮できるよう適材適所の配置を行い、全県的に教育水準を高めていくという高知県公立学校教職員人事異動方針により、慎重かつ適切に行われてきているものと考えております。

さらに、県費負担教職員の再任用につきましても、法令や条例等に基づき、高知県教育委員

会による適切な選考や任用がなされていると考えているところでございます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 浜田勉議員のコミュニティバスの運行についての御質問にお答えをいたします。

浜田勉議員のほうからは、公共交通の利用者の立場で、高齢化が進む中で交通のあり方についていろいろとお話をいただいたところです。地方におけます公共交通、特に路線バスを取り巻く状況は、自家用車の普及また人口減少による利用者の減少によりまして収益性が低下し、これに対応するための路線やダイヤの縮小を行うことにより利便性が低下し、これによりさらなる利用者減少を招くという、いわゆる負のスパイラルに陥っております。この状況は、高知県及び本市においても当てはまり、市民の路線バスに対する満足度は高くないというのが現状でございます。

このような状況から、公共交通の利便性をどう高め、利用者をふやしていくか、また維持をしていくか、これを考えていくのがこれまでの公共交通に関する行政の大命題であったところです。しかしながら、この状況が長らく続く中で、路線バス事業者では人件費削減を中心とした合理化が進められまして、このことでなり手が減少し、現在の深刻な乗務員不足に直面しております。この状況は、高知県内においても同様でございまして、市内バス路線を運行するときでん交通株式会社におきましては、過去3年間で本市の市内路線バスの約6倍に当たる路線規模の縮小が行われてきましたが、これでもってこの乗務員不足の解消には至らず、来年9月末をもって本市の市内路線から退出するという意思が示されたところです。

このような経過から、年間延べ約4万人の市民が利用します市内バス路線を来年10月以降も存続するために、車両を市で購入した上で運行事業者に貸与し、実際の運行業務は事業者に委託するという、公有民営方式による路線定期運行のコミュニティバスの導入を予定しておるところです。コミュニティバスの採算性ということですが、路線バス事業者が退出するというこの状況下におきましては、住民の移動手段を公共交通により確保する最終的な責任は行政が負うべきであるという趣旨から、運行業務の委託を行うものでございます。

今後、利便性の向上や採算性のさらなる確保など、これから取り組むべき課題は多くございますけれども、運輸業界全体が人手不足の現状にある中、市民の移動手段をどう確保し守っていくか、現時点における最大の事業目的であると考えております。

浜田勉議員のほうから高齢者にとって使いやすい、そして温かみのある交通にということでございましたので、これから取り組みをする中でそういった視点も大事にしながら、取り組みを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 簡単なほうから済ませておきます。

今、企画課長のほうからは、年間4万人のバス利用が市民の、特に私が要望したのは、弱者救済という言葉ではなくって、そういう高齢者の方が行動性ももてる、その条件を広げる、つまりうちでゴロゴロゴロゴロすなやと、外へ行ってぱっぱとやれと、そしてサロンへ行ってコーヒーばあ一杯飲んでこいやというふうな、そういうふうなスタイルでなければ、おだぶつはすぐです。だから、おだぶつ防止は外へ出て人とものを言う、このことを抜きにして改善策はないと思っておりますので。往来の自由は保障する、これは国民生活の基本、日本国憲法の基本的な考えであります。それを行政が支えるっていうのは、課長のほうも行政が最後には支えなければならないというふうな沈痛な言葉のようなことを言いましたが、行政がやるのは当たり前というふうに乗り切った形で理解をしていただきたいと思います。

では、2番目の質問でありますけれども。高知新聞の出家題の11月月間賞は、文言ではどのように表現されていきましたか、何を言いたかったかと理解されましたか。お答えはいただいております。お答えをしないつもりなのか、抜かしたのかわかりませんが。これは高知新聞の出家題というのは、まさにテレビでいう人気番組、そしてある簡潔な言葉の中で、ある面ではとんちな部分が求められたり、あるいは粹な判断が求められたり、そしてわやにすなというふうな思いを抱いたり、なかなかあの短い文章の中におもしろい、そして積極的な次へのテーマを引き出してあります。そういう点で私は、この月間賞というのは、それなりのおもしろい意味合いと積極的な展望を示す、否定的にする場合はこれはどうよとってパンとほりまわってしまう、こういうふうな物すごい粹な内容だと思っておりますので、これについての理解は論じていただきたいと思います。

その前に、私のこの息遣いに御配慮いただきましたこと、ありがとうございました。

そして、クラブ活動において生まれた、男の場合だったら血気盛んなどという言葉がありますがけれども、女の子の場合は感情豊かな、あるいは情緒が揺れ動くというふうな言葉でよく言われますけれども、この人たち、そしてそのクラブ活動の位置づけ、学校の教育方針とはどういう関係であったのかということでもあります。

それと、教育長も県下の教育長にかわって答弁をせないきませんので、思慮深いものが求め

られると思いますけれども、異動方針、学校の目標や適材適所であったという言葉でありました。適切であったとしたら、こんなことあったのかっていうふうに妙に勘ぐってみたいようなことでもあります。

それと、公表の話題についてお答えをいただきましたけれども、おそれがあり、ということが先に来て、同時に隠れみのがその場に同居しておるといふような薫りがしてなりません。もちろん、教育的な配慮という視点からそのように申されたことでありましようけれども、おそれがあり、というのを拡大をするとどうでもいいわけです。そして、その隣に大きな隠れみのをつくっておればよいというふうに解釈されますので、私は、向後にあっては隠れみのに包み込むような言動は避けていただきたいということを申しておきたいと思います。

そのことについての反論があれば結構です。あるいは、そのことについての御意見があれば、またいただきたいと思います。

では、私が初め言ったように、適材適所であったとしたらそういうこの破廉恥な、昔だったらエッチの範囲で済みましたが、そうはいかない今の状況の中で平然とやられた行為、これが適材適所であったのか。そして教育方針、クラブ活動のあり方、その視点からどのようにお考えなのか、これを言うてもらわんと質問に立った意味がありません。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、高知県教育委員会は、今回の処分で男性教諭の所属校などを公表すれば、被害生徒の特定につながるおそれがあり、非公表としたとのいわゆる配慮をされておりますので、そのことは御理解いただきたいと思います。

それからもう一点の学校の教育方針ということでございますが、これはあくまでも私が現場の校長をしているときの話でございますが、学校の教育方針を定めまして、クラブ活動、今は部活動と言うんですが、部活動は学校の教育活動の1つの大きなウエートを占めておりまして、きちっと位置づけをし、部活動の活動方針等も部活動顧問委員会を開き、生徒指導委員会を開き、それによって行っております。

それから、教職員の人事異動につきましても、高知県教育委員会の人事異動方針に従いまして、県下一円の各学校がその学校の方針に従って教育活動をきちっと充実、実践することができまよう教職員の配置をしているところでございますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） じゃあ、もうこれでトリにしましょう。

私は、隠れみのの問題を軸に話をしたつもりはございません。学校におけるクラブ活動、これの持っている役割、そして育ちゆく若いエネルギー、これをどのように学校の中で成長を保証するのか。そういう役割を持っているのがクラブ活動だと思っております。

では、その点でどのように位置づけがされておったのか。もちろんこれは例えば、大野先生が在職中のときの学校ではどのような位置づけでクラブの役割があったのか、その中で成長していく子供たちをどのように眺めておったのか、そこらあたりを言うていただきたい。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 私が校長として、あるいは教諭として部活動に、教諭として直接携わっています時も同じでございますが、私は中学校教員でございましたので、中学生が心身ともに健全に発達していく、これは学力と心の豊かさ、これは両輪でございますので、そのことが両方が相まっていくことによって、人間としての成長をすることができていきます。

したがいまして、部活動は学校教育活動の一環としてきちっと位置づけをいたしまして、全教職員が何らかの部活動に携わる。主顧問、副顧問、全ての教員が携わりまして、子供たちの成長を間近に見、援助していくということで、各学校での取り組みを継続してきたところでございます。

子供たちの成長につきましては、皆様方も、議員の皆様もわかると思いますが、小学校の1年生と6年生であれほど体が違います。ところが、中学校は部活動をやる、これによって1年生と3年生の間ですけど、これももう物すごい成長が違ってきます。したがいまして、何らかの部活動に入って体を動かす、そして友達との人間関係、先生との人間関係、応援して下さる理解して下さる保護者との人間関係、そういうものを培っていくという部活動には教科の勉強とはまた違った大きなウエートを占める部分がありますので、今後も南国市教育委員会としましては大事にしていきたい、そのように考えております。以上でございます。

（「もう1つかね。終わり。そりゃあ、たまるか。じゃあ、ありがとうございます。した」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

明15日と16日は休日のため休会とし、12月17日に会議を開きます。

12月17日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時16分 散会